

# 療育・就労支援ガイドブック

2023年度版



明 石 市

## は じ め に

本ガイドブックは、2004年8月に設置された、医療、保健、福祉、教育、就労の関係者で構成された「発達障害児者のライフステージを通じた支援体制を構築するための検討会」が障害児者に関わる支援機関やサービスに関する情報を広く提供していく必要があると提言したことを受けて、2008年1月に初版を発行しました。

その後も、同検討会委員のほか、関係機関にもご協力をいただきながら、改訂を重ねています。

本ガイドブックは、地域にどのような支援機関や支援内容があり、将来的にどのような支援が受けられるのかという視点に立ち、ライフステージに沿った情報を確認していただけるようになっています。

障害児者や保護者だけでなく、関係機関（支援者）の方々にもご利用いただける内容となっていますので、広くご活用いただければ幸いです。

2023年11月



# 目 次

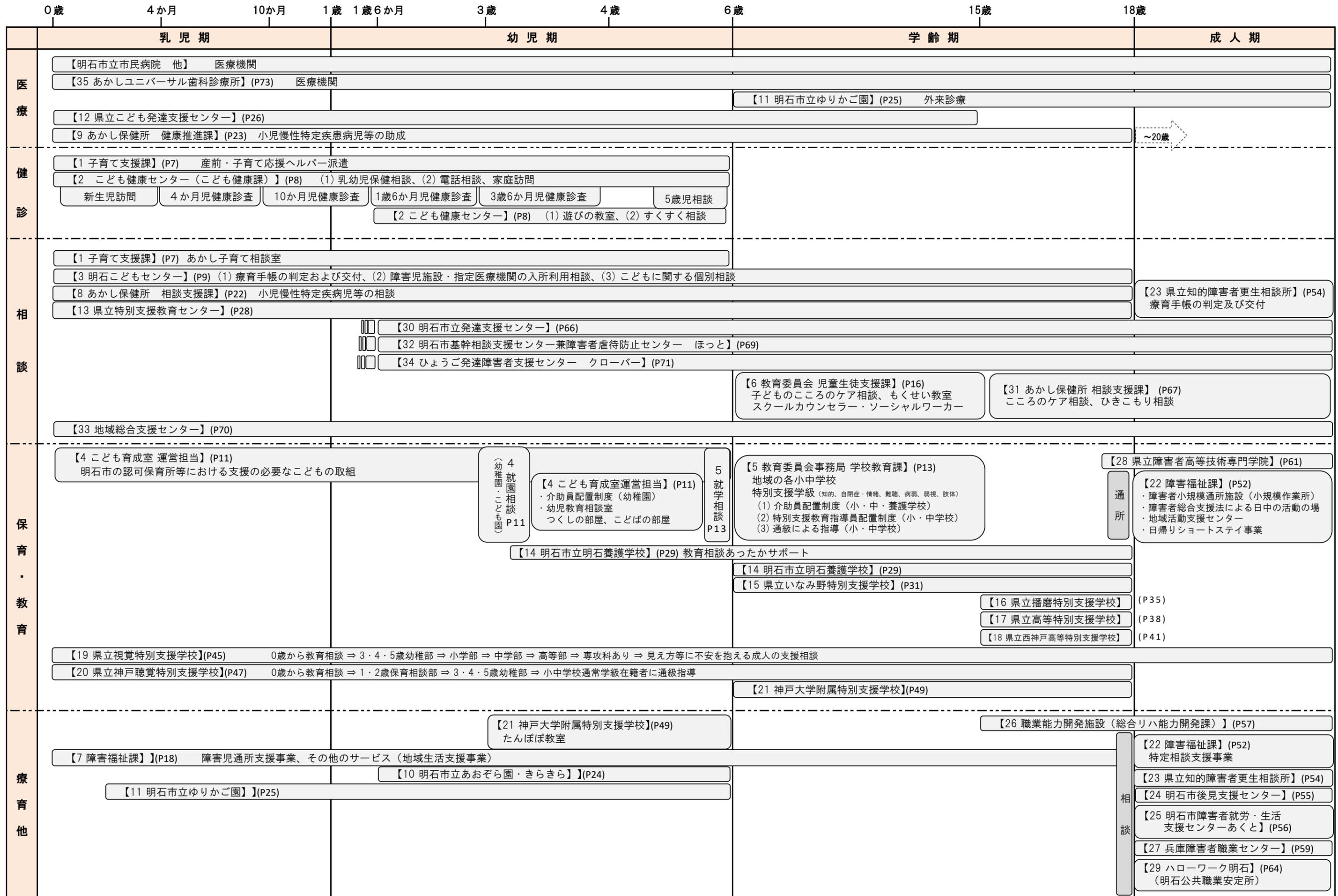
《 1 》	発達障害児（者）に対する支援の流れ（イメージ図）	4
《 2 》	乳児期から学齢期	5
	（1）明石市の窓口・サービス	
1	子育て支援課	7
	❖ 産前・子育て応援ヘルパー派遣	
	❖ あかし子育て相談室	
2	こども健康センター（こども健康課）	8
	❖ 新生児訪問	
	❖ 乳幼児健康診査とフォローアップ事業	
	❖ 5歳児相談	
3	明石こどもセンター	9
	❖ 療育手帳の判定および交付	
	❖ 障害児施設・指定医療機関の入所利用相談	
	❖ こどもに関する個別相談	
	❖ あかし子育て相談ダイヤル	
4	こども育成室運営担当	11
	❖ 認可保育所等における支援の必要なこどもの保育について	
	❖ 幼児教育相談室（つくしの部屋・ことばの部屋）	
	❖ 介助員配置制度（幼稚園）	
	❖ 就園相談	
5	教育委員会事務局 学校教育課	13
	❖ 就学相談	
	❖ 通級による指導（小・中学校）	
	❖ 介助員配置制度（小・中学校・養護学校）	
	❖ 特別支援教育指導員配置制度（小・中学校）	
6	教育委員会事務局 児童生徒支援課	16
	❖ 子どものこころのケア相談	
	❖ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	
	❖ もくせい教室	
7	障害福祉課	18
	❖ 障害児通所支援事業	
	❖ 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）	
	❖ その他のサービス（地域生活支援事業）	
8	あかし保健所 相談支援課	22
	❖ 小児慢性特定疾病児等の相談	

9	あかし保健所 健康推進課	23
	❖ 特定医療費（小児慢性特定疾病）の助成	
<b>(2) その他の支援機関</b>		
10	明石市立あおぞら園・きらきら	24
11	明石市立ゆりかご園	25
12	兵庫県立こども発達支援センター	26
13	兵庫県立特別支援教育センター	28
<b>(3) 特別支援学校</b>		
14	明石市立明石養護学校	29
	❖ 教育相談『あったかサポート』（センター的機能）	
15	兵庫県立いなみ野特別支援学校	31
	❖ 地域支援（センター的機能）	
16	兵庫県立播磨特別支援学校	35
17	兵庫県立高等特別支援学校	38
18	兵庫県立西神戸高等特別支援学校	41
19	兵庫県立視覚特別支援学校	45
	❖ 教育相談	
20	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	47
	❖ 総合支援センター（センター的機能）	
21	神戸大学附属特別支援学校	49
	❖ たんぽぽ教室（障害幼児親子教室）	
<b>≪ 3 ≫ 成人期</b>		
<b>(1) 明石市の窓口・サービス</b>		
22	障害福祉課	52
	❖ 特定相談支援事業	
	❖ 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）	
	❖ 障害者小規模通所施設（小規模作業所）	
	❖ 障害者総合支援法による日中の活動の場	
	❖ 地域活動支援センター	
	❖ 日帰りショートステイ事業	

<b>(2) 相談機関</b>	
23	兵庫県立知的障害者更生相談所 . . . . . 54
24	明石市後見支援センター . . . . . 55
25	明石市障害者就労・生活支援センター あくと . . . . . 56
<b>(3) 就労関係の支援機関</b>	
26	職業能力開発施設（総合リハ能力開発課） . . . . . 57
27	兵庫障害者職業センター . . . . . 59
28	兵庫県立障害者高等技術専門学院 . . . . . 61
29	ハローワーク明石（明石公共職業安定所） . . . . . 64
<b>≪ 4 ≫</b>	<b>年代を問わず利用できる支援 . . . . . 65</b>
<b>(1) 相談機関</b>	
30	明石市立発達支援センター . . . . . 66
31	あかし保健所 相談支援課 . . . . . 67
	❖ こころのケア相談
	❖ ひきこもり相談
32	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター ほっと . . . 69
33	地域総合支援センター . . . . . 70
34	ひょうご発達障害者支援センター クローバー . . . . . 71
<b>(2) その他</b>	
35	あかしユニバーサル歯科診療所 . . . . . 73



《1》 発達障害児(者)に対する支援の流れ(イメージ図)





## 《 2 》 乳児期から学齢期



### (1) 明石市の窓口・サービス

1	子育て支援課	7
	❖ 産前・子育て応援ヘルパー派遣	
	❖ あかし子育て相談室	
2	こども健康センター（こども健康課）	8
	❖ 新生児訪問	
	❖ 乳幼児健康診査とフォローアップ事業	
	❖ 5歳児相談	
3	明石こどもセンター	9
	❖ 療育手帳の判定および交付	
	❖ 障害児施設・指定医療機関の入所利用相談	
	❖ こどもに関する個別相談	
	❖ あかし子育て相談ダイヤル	
4	こども育成室運営担当	11
	❖ 認可保育所等における支援の必要なこどもの保育について	
	❖ 幼児教育相談室（つくしの部屋・ことばの部屋）	
	❖ 介助員配置制度（幼稚園）	
	❖ 就園相談	
5	教育委員会事務局 学校教育課	13
	❖ 就学相談	
	❖ 通級による指導（小・中学校）	
	❖ 介助員配置制度（小・中学校・養護学校）	
	❖ 特別支援教育指導員配置制度（小・中学校）	
6	教育委員会事務局 児童生徒支援課	16
	❖ 子どものこころのケア相談	
	❖ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	
	❖ もくせい教室	
7	障害福祉課	18
	❖ 障害児通所支援事業	
	❖ 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）	
	❖ その他のサービス（地域生活支援事業）	

8	あかし保健所 相談支援課	22
	❖ 小児慢性特定疾病児等の相談	

9	あかし保健所 健康推進課	23
	❖ 特定医療費（小児慢性特定疾病）の助成	

## (2) その他の支援機関

10	明石市立あおぞら園・きらきら	24
----	----------------	----

11	明石市立ゆりかご園	25
----	-----------	----

12	兵庫県立こども発達支援センター	26
----	-----------------	----

13	兵庫県立特別支援教育センター	28
----	----------------	----

## (3) 特別支援学校

14	明石市立明石養護学校	29
	❖ 教育相談『あったかサポート』（センター的機能）	

15	兵庫県立いなみ野特別支援学校	31
	❖ 地域支援（センター的機能）	

16	兵庫県立播磨特別支援学校	35
----	--------------	----

17	兵庫県立高等特別支援学校	38
----	--------------	----

18	兵庫県立西神戸高等特別支援学校	41
----	-----------------	----

19	兵庫県立視覚特別支援学校	45
	❖ 教育相談	

20	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	47
	❖ 総合支援センター（センター的機能）	

21	神戸大学附属特別支援学校	49
	❖ たんぽぽ教室（障害幼児親子教室）	





# 1 子育て支援課

所在地：明石市大明石町1丁目6番1号パピオスあかし5階  
電話：下記の事業を参照



## 産前・子育て応援ヘルパー派遣



### ● 実施内容

妊娠中や出産後、ご家庭にホームヘルパーを派遣して家事や育児のお手伝いをします。  
市民税課税状況に応じて利用者負担金が必要です。

### ● 対象

- ① 産前ヘルパー：母子健康手帳取得後で、つわりがひどいなど体調不良のため家事や育児が困難だが、周りからの支援を受けることができない妊婦
- ② 子育て応援ヘルパー：出産後から就学前までのお子さんを養育中で、家事や育児に負担があるが、周りからの支援を受けることができない家庭

### ● 手続き

「明石市産前・子育て応援・育児支援ヘルパー派遣申請書兼減免申請書」に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出（郵送可）してください。

申請書は、明石市ホームページからダウンロードできます。

### ● お問い合わせ

電話 078-918-5597 FAX 078-918-6191

## あかし子育て相談室



### ● 実施内容

乳幼児の子育てについて相談を行っています（育児不安など）。  
障害児のみを対象としていません。一般的な子育て相談の中で、言葉の遅れや発達に関する相談があった場合、状況に応じて専門機関を紹介しています。

### ● 対象

0歳～就学前までの子ども

### ● 相談時間

- ・電話相談 午前9時～午後5時
- ・来所相談 午前9時～午後5時（事前予約可）

### ● 休所日

毎月最終水曜日、年末年始（12/29～1/3）

※ 最終水曜日が祝日、年末休所日の場合はその前週の水曜日

### ● お問い合わせ

電話 078-918-5610



## 2 こども健康センター（こども健康課）

所在地：明石市大明石町1丁目6番1号パピオスあかし6階  
電話：078-918-5656 FAX：078-918-6384



### 新生児訪問



- **実施内容**

助産師、保健師がご家庭に訪問し、お子さんの発育・発達や育児の相談をします。

- **対象**

おおむね生後2か月になるまでの乳児とその家族

- **手続き**

出生後すみやかに母子健康手帳にとじ込みの「出生連絡票」、または明石市ホームページから「出生連絡票」をダウンロードし、必要事項を記入した上で、窓口または郵送でこども健康センターへ提出してください。電話での申し込みも受け付けています。

- **その他（出生連絡票）**

赤ちゃんの出生体重が2,500g未満（低体重）の場合、保護者による届出が義務づけられています。（母子保健法第18条）

明石市では「出生連絡票」が「低体重児出生届出書」を兼ねていますので、必ず提出ください。

### 乳幼児健康診査とフォローアップ事業



- **実施内容**

こども健康センターでは、乳幼児健康診査（4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月）、2歳児歯科健康診査、育児に関する相談を行っています。

乳幼児健康診査後のフォローアップ事業として、健康相談、遊びの教室等を実施しています。

- **その他**

育児や発達の心配等があれば、保健師が面接や電話、訪問等で相談に応じます。専門的な関わりが必要な場合は、医療機関や療育機関を紹介しています。

### 5歳児相談



- **実施内容**

こども健康センターから、5歳になる誕生月のこども全員の保護者あてにリーフレット（5歳児の健やかな育ちに向けて）と5歳児発達相談問診票（保護者用）を郵送します。

保護者の方がリーフレット等をご覧いただき、発達相談を希望される場合はこども健康センターに連絡していただきます。

心理士による発達相談にて、お子様の様子を聞き取り、就学前の取り組み等について、保護者とともに整理します。（発達検査や診断はありません。）



### 3 明石こどもセンター

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

電話：078-918-5097 FAX：078-918-5128



#### 療育手帳の判定および交付



- **実施内容**

児童心理司による心理学的判定、児童福祉司等による社会的判定及び医師による医学的判定をもとに総合判定を行い、療育手帳の判定及び交付を行っています。

※来所での判定を原則としています。

- **対象**

0歳～18歳未満の知的障害児および発達障害児

- **手続き**

申請は、市の障害福祉課の窓口で行います。申請後、明石こどもセンターより、お手紙にて来所日をご案内します。

#### 障害児施設・指定医療機関の入所利用相談



- **実施内容**

障害児施設、指定医療機関の入所利用は原則として、障害児の保護者と施設との契約となります。障害児の保護者から施設と契約するための障害児施設給付費の支給申請を受け、支給決定を行い、障害児施設受給者証を交付します（通所利用は明石市が発行します）。

なお、児童の心身の状況により、施設（医療機関）から診断書とともに入所に伴う意見書を求めることがあります。また、どのような障害児施設、指定医療機関があるか等情報提供を行っています。

- **対象**

0歳～18歳未満の心身障害児（肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、知的障害、自閉症、重症心身障害児）

#### こどもに関する個別相談



- **実施内容**

養育上の悩み、虐待、家庭環境など子どもに関するあらゆる相談を行っています。必要に応じて、他の専門機関を紹介する等、連携をとりながら対応しています。

- ・ こども自らの悩みや困りごとの相談
- ・ こどもの育児・しつけ、不登校の相談
- ・ こどもの性格や行動、非行の相談
- ・ 育児疲れ



- 実施内容

育て方やしつけ、心身の発達など子育てに関する悩み全般の相談を、夜間・休日を問わず24時間365日受け付けています。

- 受付相談の例

	具 体 例
子どもの育て方・しつけに関する相談	「イライラして、子どもをついきつく叱ってしまう」など
子どもの心身の発達に関する相談	「子どもの心身の発達が気になる」など
子どもの社会生活に関する相談	「子どもが学校に行きたがらない」など
その他の子育てに関する相談	「離婚したのでこれからの生活が心配だ」など

- お問い合わせ先

電 話 078-926-2525

※ 聴覚や言語に障害があるなど、電話による相談が難しい方はFAX又はメールもご利用いただけます。

FAX 078-926-2424

メール soudan24@akashi-kosodate.jp



## 4 こども育成室 運営担当

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所・議会棟1階）

電話：078-918-5149 FAX：078-918-5650



### 認可保育所等における支援の必要なこどもの保育について



#### ● 実施内容

- ・健康、発達面において特別な支援が必要なこどもに、発達に応じた適切なかわりを提供できるよう、加配保育士をクラスに配置することがあります。
- ・こどもの様子に応じて基本的な生活習慣の自立を図りながら、集団生活の中で必要に応じて個別の発達を促すための保育を行います。
- ・必要に応じて、明石市立発達支援センターやこども健康課等と連携しています。

#### ● 実施にあたって

施設巡回等で本市が委託した外部学識者の指導員が、施設内での保育指導、支援を行い相談に応じています。

### 幼児教育相談室（つくしの部屋・ことばの部屋）



※ 幼児教育相談室は幼稚園で実施の事業です。

#### 《つくしの部屋》

##### ● 実施内容

発達を促すための保育を行うとともに、保護者に対して相談や助言を行います。個々の発達や障害の状況に応じた個別の指導計画を作成し、教育的指導の充実を図ります。

##### ● 対象

発達の遅れ・偏りのある園児、心身に何らかの障害をもつ園児

##### ● 設置園（2023年4月時点）

播陽幼稚園・明石幼稚園・人丸幼稚園・藤江幼稚園・花園幼稚園・大久保幼稚園・大久保南幼稚園・高丘西幼稚園・江井島幼稚園・清水幼稚園・錦が丘幼稚園・錦浦幼稚園

※ 2024年度より、明石市立の幼稚園は全園幼稚園型認定こども園になります。

#### 《ことばの部屋》

##### ● 実施内容

ことばの発達を促すための保育を行うとともに、保護者に対して相談や助言を行います。個々のことばの発達の状態に応じた個別の指導計画を作成し、家庭と協力してことばの発達を促します。

##### ● 対象

構音障害（発音の誤り）や吃音、ことばの発達に遅れがある園児

##### ● 設置園（2023年4月時点）

播陽幼稚園・花園幼稚園・二見こども園

- **申し込みの流れ**

つくしの部屋：園児募集の際など11月中に、入園予定園にお伝えください

ことばの部屋：入園後に申込期間を園にご確認いただき直接園長にお申込みください

- **費用**

(1) 在籍園から通級園までの交通費は保護者負担となります。

(2) 本人が飲食するもの等については実費を集金します。

(3) 個別指導のための教材費（年間）：つくしの部屋／1,000円・ことばの部屋／500円

## 介助員配置制度（幼稚園）



- **実施内容**

クラスに対して介助員を配置します。

- **対象**

発達の遅れ・偏りのある園児や心身に何らかの障害をもち「つくしの部屋」に通級する園児で、特に個別支援が必要な園児のいるクラス

- **手続き**

就学相談を受けて決定します。

- **介助員の主な役割**

① 保育教諭の指導のもとで移動介助や身辺自立などの支援を行う。

② 園生活の中で生活自立に向けた支援を行う。

③ 保育教諭の指導のもとで個別な指導補助を行う。

④ 保育教諭の指導のもとでコミュニケーションの支援を行う。

⑤ 自他の安全を確保する。

## 就園相談



- **実施内容**

明石市立幼稚園・こども園に在籍する（予定も含む）お子様で発達の遅れや偏り、何らかの障害があるために特別な配慮（通級指導や介助員配置）を必要とする場合、保護者の希望により就園についての相談を行います。

- **手続き**

① 入園予定園へ就園相談の申込の希望がある旨を伝える（11月の園児募集頃）

② 就園相談申込書を作成し12月中旬頃までに入園予定園へ提出  
（申込書は園にあります）

③ 翌年1月頃に就園相談を実施。相談日の案内をこども育成室より各家庭に郵送します。

④ 就園相談後、相談の結果をこども育成室より入園予定園へ送付します。

⑤ 入園予定園の園長より保護者に結果通知を渡します。

⑥ 保護者は就園相談の結果を受け、通級指導や介助員配置の希望の有無を改めて検討してください。

⑦ 入園・始業式後に相談員が各園を訪問し、集団でのお子様の様子を参観後、保護者とお話をします。この時に通級指導希望の最終確認をします。

⑧ 通級指導希望の場合、5月下旬頃より通級が開始されます。



## 5 教育委員会事務局 学校教育課

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所・分庁舎4階）

電話：078-918-5055 FAX：078-918-5111



### 就学相談



#### ● 実施内容

児童生徒が安心して学習や生活ができる適正な場が得られるよう、発達やことばの遅れ、身体の不自由、聴覚や視覚の心配等の相談に対応します。（小・中学校の学級選択に迷う方の相談の場です。）

#### ● 就学相談の流れ（参考：令和5年度）

時 期	内 容
5月上旬頃	在籍園所より全年長児保護者あて就学相談事前説明会の案内文書配布
5月下旬頃	就学相談事前説明会（動画視聴）申込締切
6月下旬頃	就学相談事前説明会（動画視聴）の実施 （明石市教育委員会ホームページに動画掲載）
7月	就学相談の本申込をするかどうかについて、保護者と在籍校園所で協議を行う。本申込をする場合は、申込用紙を記入して在籍校園所に提出する。
8月下旬	在籍校園所を通じて教育委員会に就学相談の本申込を行う。 ※締切日 8月21日（令和5年度）
9月	居住地学校の教育支援委員会専門部委員による訪問観察。
10月	就学相談実施 書類審査または教育相談等
11月	就学相談結果を踏まえた学校長との協議
12月	就学先決定

### 通級による指導（小・中学校）



#### ● 実施内容

障害の程度が比較的軽い通常の学級に在籍する児童生徒に対し、障害の状況に応じて、週のうち数時間程度を特別の場で、特別の教育課程を編成して指導及び支援を行うことで、より効果的な教育を行うことを目指すものです。

● 対象

通常学級在籍で生活や学習上の困難の程度が比較的軽度である児童生徒

<種別>

- 1 言語障害者      2 自閉症者      3 情緒障害者      4 弱視者      5 難聴者  
6 学習障害者      7 注意欠陥多動性障害者

8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当な者（学校教育法施行規則第140条）

\* 知的障害者は対象となっていない。

● 通級による指導時数

週1～8単位時間内で行います。

LD・ADHDについては月1時間単位（年10単位時間）を下限として指導します。

● 指導形態

自校通級                      在籍している学校に通級教室があり、その教室で指導を受ける形態

他校通級                      通級指導教室の設置がある他校へ児童生徒が通って指導を受ける形態

巡回による通級              通級指導の担当者が児童生徒の在籍校に出向いて指導を行う形態

● 明石市通級指導教室設置状況（令和5年10月現在）

設置校	教室数	種別	自校・他校通級	巡回指導
明石小学校	2	言語障害	○	
朝霧小学校	1	LD・ADHD等 (学校生活支援教員)	○	○
中崎小学校	1		○	○
林小学校	1		○	○
藤江小学校	1		○	○
大久保小学校	1		自閉症	○
錦浦小学校	1	LD・ADHD等 (学校生活支援教員)	○	○
谷八木小学校	1		○	○
二見北小学校	1		○	○
衣川中学校	1		○	○
望海中学校	1		○	○
大久保北中学校	1		○	○
江井島中学校	1		○	○
二見中学校	1		○	○

## 介助員配置制度（小・中学校・養護学校）



- **実施内容**

小・中学校の特別支援学級、又は、養護学校において、教育的効果、安全確保の面から、特に介助を必要とする児童生徒が在籍する場合、介助員を配置する制度です。

- **介助員の主な役割**

教員の指導のもと移動介助や身辺自立などの支援

学校生活の中での生活自立に向けた支援

教員の指導のもと個別な指導補助

教員の指導のもとコミュニケーションの支援

自他の安全確保

## 特別支援教育指導員配置制度（小・中学校）



- **実施目的**

小・中学校の通常学級に在籍している、LD、ADHD、ASD（自閉症スペクトラム症）等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援を行い、学習指導などの充実を図るために特別支援教育指導員を配置する制度です。

- **特別支援教育指導員の主な役割**

教育環境の確保。

学級担任の指導のもと、個別の指導計画にそって学習指導や他の児童生徒と良好な関係が保たれるよう個別なコミュニケーションの支援等を行います。



## 6 教育委員会事務局 児童生徒支援課

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所・分庁舎5階）  
電話：078-918-5410 FAX：078-918-5135



### 子どものこころのケア相談



- **実施内容**  
市内在住の小・中学生のこころのケアについての相談を受けています。
- **日時**  
月～金曜日 午前9時～午後7時（祝日は除く）
- **相談場所**  
〔電話相談〕教育委員会事務局児童生徒支援課 青少年育成センター（随時受付）  
電話：918-5410  
〔来所相談〕明石市立中崎小学校内児童生徒支援課中崎分室（電話により要予約）

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー



学校には、「スクールカウンセラー（心の専門家）」と「スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）」がいますのでご相談ください。  
申込みや相談の方法など、詳しくは、学校から配られるお知らせをご覧ください。学校にお問い合わせください。

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割等**

	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
主な資格等	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	カウンセリング （子どものこころのケア）	ソーシャルワーク （子どもが置かれた環境（家庭、友人関係等）への働きかけ）
主な職務内容	① 個々の児童生徒へのカウンセリング ② 児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等への心のケア ④ 教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤ 教員との協力の下、子どもの心理的問題への予防的対応（ストレスチェック等）	① 学校環境や家庭環境への働きかけ ② 児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③ 個別ケースにおける福祉等の関係機関・地域ボランティア団体等との連携、調整 ④ 要保護児童対策地域協議会や市町村福祉相談体制との協働 ⑤ 教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動



不登校等により学校に行きにくい児童生徒の居場所となるよう相談・指導を行い、社会的自立を援助・支援するため、市内3か所に設置されています。実際にどういうところかを知りたいときは、見学ができますので、学校を通じて、事前に予約をしてください。

「もくせい教室」に通った日数は、学校長の承認で出席扱いになります。

	所在地 / 電話	
東部もくせい教室	明石市中崎1丁目4番1号 078-918-5411	中崎小学校 北校舎4階
西部もくせい教室	明石市二見町東二見454 078-918-5824	二見小学校 西校舎3階
朝霧もくせい教室	明石市朝霧南町1丁目219 078-918-2058	朝霧浄化センター会議室棟内

● 一日の流れ

	月	火	水	木	金
10:00～	自主学習Ⅰ				
11:00～	自主学習Ⅱ				
12:00～	昼食・昼休み				
13:00～	読書タイム				
13:40～14:50	・自主学習Ⅲ ・スポーツの時間 ・創作活動、体験活動 (曜日によって変わります。)			13:50～ 一日の振り返り	スポーツの時間 (ウォーキング)
				14:00 終了	清掃活動
14:50～15:00	一日の振り返り			一日の振り返り	

● 通室までの流れ

① 見学	学校を通じて見学日時を予約して、希望する「もくせい教室」(東部・西部・朝霧)にて見学を行います。
② 面接	通室を希望される場合は面接が必要となります。(学校を通じて予約)
③ 体験通室	面接日を含む5日間の体験通室を行います。
④ 通室申請	本人・保護者と学校との間で十分に相談の上、学校を通じて児童生徒支援課に通室申請を行います。
⑤ 通室承認	児童生徒支援課より学校長へ通室承認の通知をします。
⑥ 通室状況報告	通室した日数は、学校長が「出席扱い」とすることができます。毎月の通室状況を学校と保護者に報告します。



## 7 障害福祉課

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所・本庁舎1階）

電話：078-918-1344 FAX：078-918-5244



### 障害児通所支援事業



#### ● 対象

身体に障害のある児童、知的に障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）又は難病を有する児童に療育を提供するものです。

#### ● 児童通所サービス利用までの流れ（申請書を提出するまで）

- ・申請書を提出してから利用まで1～2か月かかりますので、申請は利用開始の2～3か月前にお願いします。
- ・新年度が始まる4月や夏休み、冬休み前は通常より手続き時間がかかります。
- ・利用開始の3か月より前に受付はできません。

#### ① 下のいずれかに当てはまるかを確認する。

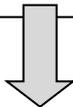
- ・身体・療育・精神のいずれかの障害者手帳をもっている。
- ・支援学級か支援学校に通学している。
- ・発行から1年以内の医師の診断書か「療育が必要」と書かれた意見書をもっている。

#### ② お子様に通う事業所を決める。

- ・お子様と一緒に事業所を見学する。
- ・事業所に空きがあることを確認する。
- ・お子様が週1回以上通うことを事業所と約束する。

#### ③ 相談支援事業所を決める。

- ・お子様のサービスの利用計画を立てたり、個別相談に応じる事業所をひとつ決めます。お子様が通う事業所とは違います。
- ・どちらの事業所にするか、ご希望がない場合、市が代わりに選ぶこともできます。

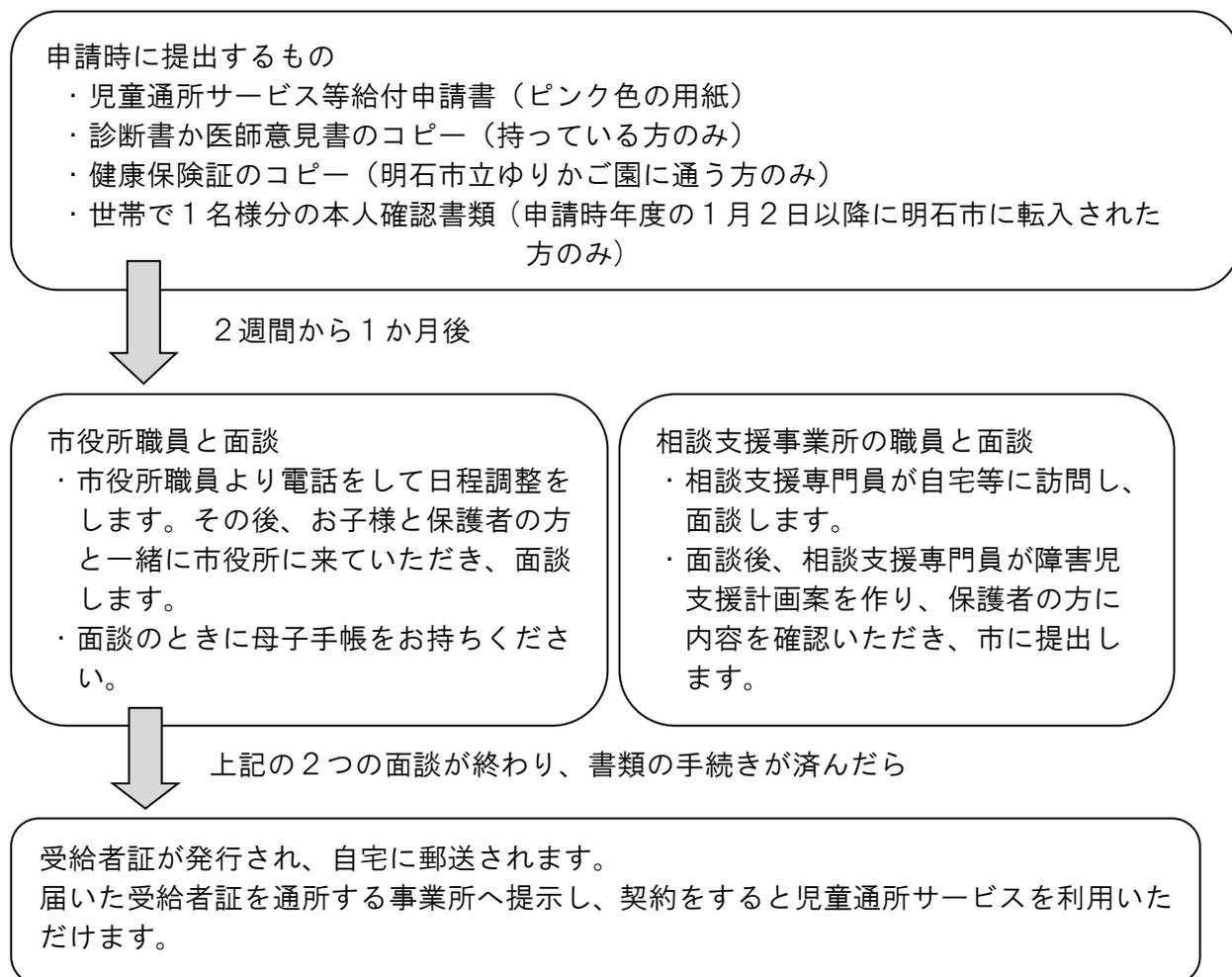


①、②、③の準備ができれば

市役所に申請します。

- ・申請書は市障害福祉課にあります。市役所に来所して、その場で書いて提出、または、ご自宅に郵送し、記入後に郵送で提出も可能です。

● 児童通所サービス利用までの流れ（申請書の提出からご利用まで）



● 費用

利用したサービス費用の1割と食事等の実費を負担（保護者等の所得に応じて月額負担上限額が設定されます）。なお、満3歳になって初めての4月1日から3年間は利用サービス費用の無償化が適応されます。無償化にあたって、新たな手続き（受給者証の発行等）は必要ありません。月額負担上限額にかかわらず自動的に無償化となります。（食事等の実費負担は除きます。）

● 児童通所サービスの内容

サービスの種類	内 容	備考（対象）
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識技能の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	未就学児
医療型児童発達支援 ※R6.4月以降児童発達支援に統合	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由児
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の機会、その他必要な援助を行います。	就学児
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を保育所（園）や幼稚園等で行います。	

## 《障害児相談支援事業》

### ● 実施内容

児童通所サービスを利用する際に、障害児相談支援が必要となります。児童通所サービスの申請時に希望の障害児相談支援事業所を併せて申請します。希望する障害児相談支援事業所へは、市から相談の依頼を行います。

### ● 対象

・児童通所サービスの利用者

### ● 費用

無料

## 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）



上記、通所サービスを提供している事業所の検索ができます。

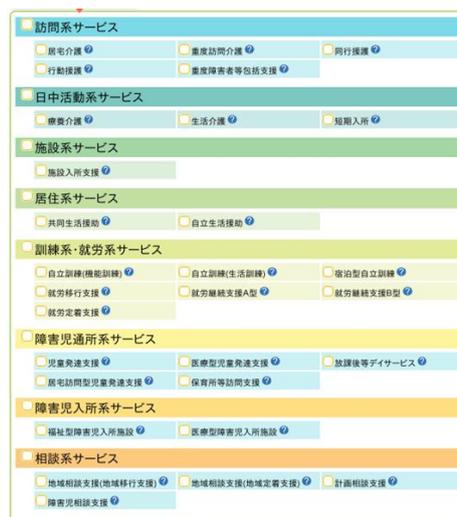
「独立行政法人福祉医療機構」が運営する福祉・保健・医療の総合サイトです。

サービスを提供している事業所の検索ほか、福祉・保健・医療に関する様々な情報を検索できます。

QRコード



検索画面



## その他のサービス（地域生活支援事業）



### 《日帰りショートステイ事業》

#### ● 実施内容

障害児・知的障害者等の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供します。

（事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。）

#### ● 対象

- ・知的障害者（児）
- ・身体障害児（身体障害者手帳を持っている人）
- ・18歳未満の難病患者等

#### ● 費用

サービスにかかる費用の1割を負担。（申請者等の課税状況により軽減制度があります。）

## 《移動支援事業》

### ● 実施内容

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時の支援を行います。ただし、以下のような外出については、サービスの対象外です。

- ・ヘルパーの運転による車移送
- ・営業活動や通勤など経済活動に係る外出
- ・通所、通学、通院等のための、通年かつ長期にわたる外出
- ・その他、社会通念上適当でない外出

(ガイドライン、事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。)

### ● 対象

- ・全身性障害者(児) (肢体不自由1級の身体障害者手帳所持者又は難病患者等で、両下肢を含む三肢以上に障害がある人、または一または両上肢及び体幹機能障害がある人)
- ・知的障害者(児)で、外出時の付き添いが必要であると市が判断した人
- ・精神障害者(児)で、外出時の付き添いが必要であると市が判断した人
- ・視覚障害者(児) (ただし、同行援護の支給決定を受けている人は対象外)

### ● 費用

サービスにかかる費用の1割を負担。(申請者等の課税状況により軽減制度があります。)

### ● 手続き

- (1) 申請書に必要事項を記入し、押印のうえ次の書類を添えて申請します。
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等
  - ・市民税課税証明書 (申請する日の属する年の1月1日に明石市に住民登録をしていなかった方のみ)
- (2) 市の職員が家庭等に伺い、障害の状況等について調査を行います。
- (3) 市が調査した内容を勘案し、支給の要否を決定します。
- (4) 支給決定後、受給者証を交付します。
- (5) 指定移動支援事業者を受給者証を提示し、契約締結後、利用開始となります。

## 《タイムケア事業》

### ● 実施内容

特別支援学校等に通学している方を対象に、放課後施設等において、日中活動の場を提供します。

(事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。)

### ● 対象

- ・特別支援学校に在籍する方
- ・小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の特別支援学級に在籍する方

### ● 費用

サービスにかかる費用の1割を負担。(申請者等の課税状況により軽減制度があります。)

### ● 事業所

事業所によって受け入れ対象や定員が異なりますので、事前に各事業所にご相談ください。

### ● 手続き

上記「移動支援事業」を参照してください。



## 8 あかし保健所 相談支援課

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

電話：078-918-5669 FAX：078-918-5440



### 小児慢性特定疾患病児等の相談



#### ＜個別相談＞

##### ● 実施内容

小児慢性特定疾患病児及び難病患者とその家族に対し、療養上の悩みや不安、医療や生活面についての相談を随時受け、保健師等による電話や面接、訪問等で相談を実施しています。

※ 特定医療費（小児慢性特定疾病）の助成相談は「9 あかし保健所 健康推進課」です。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 9 あかし保健所 健康推進課

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

電話：078-918-5657 FAX：078-918-5440



### 特定医療費（小児慢性特定疾病）の助成



- **実施内容**

特定の慢性疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため医療費（入院・通院・薬・訪問看護）の自己負担分の一部又は全部と入院時の食事療養費の半額が助成されます。

- **対象**

厚生労働省が定める疾病にかかっており、住民票が明石市内にある18歳未満の児童等（18歳到達時に引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳に達する日の前日まで助成を受けられます。）

- **対象疾病**

16疾患群 788疾病

疾病等の詳細は、小児慢性特定疾病情報センターホームページでご覧になれます。

QRコード



- **手続き**

申請に必要な書類をあかし保健所健康推進課へ提出してください。

必要な書類等については、下記、市ホームページをご参照ください。

QRコード



※ 小児慢性特定疾病児等の個別相談は「8 あかし保健所 相談支援課」です。

### アクセス・施設情報



市ホームページをご参照ください。

QRコード





## 10 明石市立あおぞら園・きらきら

所在地：明石市二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西 2階  
電話：078-945-0280 FAX：078-945-0281  
運営：社会福祉法人 三田谷治療教育院



### あおぞら園（児童発達支援センター）



- **実施内容**

知的発達に支援が必要な就学前の児童のための施設です。  
作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、管理栄養士、看護師と保育士による多角的な療育を通して子どもの発達を促していきます。就園、就学がスムーズにできる様な取り組みを行うとともに、保護者への相談援助を行います。  
地域支援として、「保育所等訪問支援事業」、「相談支援事業」を実施しています。

- **対象**

明石市と明石市周辺にお住まいの知的発達に支援が必要な就学前の児童  
定員 30名

- **日時**

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時30分から午後2時30分まで

- **手続き**

園に見学予約をしてから見学をします。あおぞら園を利用希望の方は見学後、あおぞら園に申請します。次年度の入園申請受付期限は、例年10月末日まで

### きらきら（児童発達支援事業）



- **実施内容**

就学前の児童の療育。1部は保護者同伴による親子療育の事業です。ご家族が児童への関わり方を学んだり、悩みを解決する場でもあります。  
2部は幼稚園・保育園併用の単独療育です。幼稚園・保育園等と協力しながら、児童の苦手な部分の療育を行い、小集団のなかで個別的に人との関わりを学びながら就学準備を行っていきます。

- **対象**

明石市と明石市周辺にお住まいの知的発達に支援が必要な就学前の児童  
定員 午前クラスと午後クラスを合わせて1日10名まで

- **日時**

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の中で、基本、週1日療育を行います。  
1部は午前10時～午後2時まで、2部は午後2時～午後4時まで

- **手続き**

園に見学予約をしてから見学をします。きらきらを利用希望の方は見学後、園（きらきら）に申請します。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 11 明石市立ゆりかご園

所在地：明石市大久保町大窪2752

電話：078-918-5574 FAX：078-918-5579

運営：社会福祉法人 三田谷治療教育院



### ゆりかご園（児童発達支援センター）



#### ● 実施内容

身体に障害や運動発達などに遅れにより支援が必要な就学前の児童のための施設です。

##### ① 医療指導

小児科医・整形外科医の診療による医療指導、看護師が日常的な健康管理・健康指導を行います。

##### ② 保育

遊びの中で自立に向けて日常生活や社会性を身につけるよう援助するとともに、保護者への育児支援も行います。

##### ③ リハビリテーション（個別療法）

医師の指示によって子どもの心身両面の発達向上のための療育を行います。

理学療法士や作業療法士が、障害の程度に応じた個別療法を行うと共に、保護者（付添者）に家庭での日常生活動作などについて指導します。言語聴覚士が、食べること・口腔機能の向上・コミュニケーション能力の向上などの指導を行います。

##### ④ 療育相談

療育上の問題について、各部門の職員が必要に応じた療育相談を行います。

##### ⑤ 関係機関との連携

学校・幼稚園・保育所等と連携し、本人やスタッフに対する支援を行います。また、必要に応じ、机・椅子の改造などの提案や協議を行います。

##### ⑥ 補装具等の製作

医師の指示により、補装具製作を行います。また、日常生活用具や移動介助用具等の製作・補修なども行います。

#### ● 対象

身体に障害や発達に遅れのある就学前の乳幼児が、保護者とともに通園学齢期以降も利用者から療育の希望があり、医師が必要と判断した場合は、リハビリテーションのみを外来診療により22歳まで継続しています。

#### ● 日時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時20分から午後3時00分まで

#### ● 手続き

園に直接お問い合わせください。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 12 兵庫県立こども発達支援センター

所在地：明石市魚住町清水2744  
 電話：078-949-0902 FAX：078-943-3830  
 運営：社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団



### 診断・診療、療育



#### ● 実施内容

小児科医・児童精神科医による診断・診療、臨床心理士によるアセスメント、作業療法士・言語聴覚士等による療育（保険診療）を市町またはかかりつけ医からの紹介により一体的に提供し支援します。

#### ● 対象

主として発達障害児（0歳～15歳）

#### ● 診療時間

小児科（月～金曜日）、児童精神科（水）

午前9時～午後5時（休診日：土日祝日 年末年始）

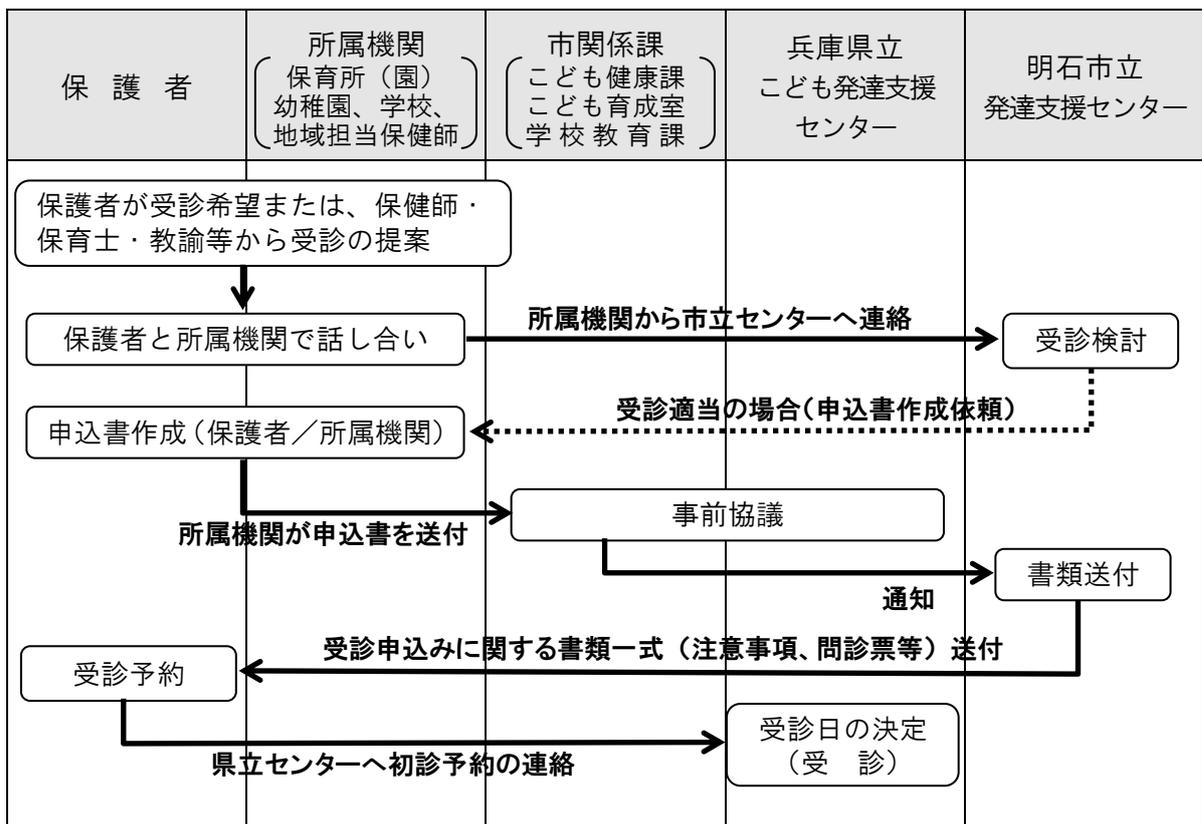
（診療受付時間 午前9時～11時30分 午後1時30分～4時00分）

#### ● 手続き

市町またはかかりつけ医を通じての予約制になります。

当日は問診票等を記入して持参してください。

\* 明石市では、受診を希望する場合、まずは地域担当保健師・保育所（園）・幼稚園や学校などの所属先に相談してください。所属先が市立発達支援センター、県立こども発達支援センターとの協議の上で、市を通して申し込みます。



## 出張発達健康相談



当センターへの来所が困難で、発達障害の診断・診療を受ける機会が少ない地域へ定期的に出向き、相談を実施します。

## 派遣発達支援



市町からの要請に応じ、療育体制の核となる療育機関づくりへの支援を行います。

## 研修、情報提供・市町助言等



- **研修**  
市町の核となる療育機関の職員等の支援スキル向上の研修  
臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等を対象とした実地研修等
- **関係機関との連携**  
ひょうご発達障害者支援センターや県立特別支援教育センター等と連携した相談や研修等の実施
- **情報提供・市町助言等**  
市町支援体制、研修会等の発達障害にかかる情報の収集、情報の一元管理、県民への情報提供  
保健師、保育士など市町支援者への助言（スーパーバイズ）等

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 13 兵庫県立特別支援教育センター

所在地：加東市山国2006-107

電話：0795-42-0140 FAX：0795-42-5393



### ● 実施内容

発達障害や知的障害がある（傾向がある）幼児、児童、生徒の学習や生活の中で起きている気になることや、困りごとについて、学習・生活上の工夫や手立て、関わり方などの相談を行っています。

### ● 対象

兵庫県内の未就学～高校生までの幼児、児童、生徒とその保護者。また、学校関係者。

### ● 手続き

#### ① 電話で申し込み

家庭や学校園での様子や学習のことなど、お子さまのことで気になることや困っていることについて、伺います。

#### ② 心理・発達検査、面接

お子さまの年齢や様子に合わせて、心理判定員が心理・発達検査を行います。

また、保護者からお子さまの様子について、簡単にお話を伺います。

※ 1年以内に病院等で心理・発達検査を受けられた方は省略できる場合があります。

※ 検査のみの利用受付はしておりません。

#### ③ 専門相談員による教育相談

相談内容と心理・発達検査の結果をもとに、専門家（医師、心理士、元特別支援学校教員等）により、教育相談を行います。

※ 保護者の希望により、担任等の教員が同席することも可能です。事前にご相談ください。

### ● 日時

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

### ● 費用

無料

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード



※ R6年度以降、変更する場合があります。



## 14 明石市立明石養護学校

所在地：明石市大久保町大窪2752-1

電話：078-918-5935 FAX：078-918-5936



障害(肢体不自由)のある児童生徒が通う学校です。小学部と中学部、高等部があります。学校教育目標「たくましく生きる力を育て、一人ひとりの個性が輝く教育を推進する」のもと、教科学習のほか、個々の児童生徒の課題に応じた自立活動の指導を行っています。また、通常校との交流及び共同学習も大切にしています。

### ● 通学地域

原則として明石市内

### ● 主な学校行事

1 学期	入学式、新入生歓迎会、校外学習、チャレンジキャンプ、トライやる・ウィーク、わくわくオーケストラ
2 学期	修学旅行、校外学習、学習発表会、お楽しみ給食
3 学期	お楽しみ給食、卒業式

### ● 高等部体験実習先

こころ、和の花、はみんぐ、はなまる学園、クローバー、アモル、こぐまくらぶ、テラス、ステップあっぷ二見、ハンズ明石、リバティ神戸など

### ● 卒業生の進路状況（2017年度以降）

（生活介護）

博由園、はみんぐ、こぐまくらぶ・森友I、クローバー、ケアセンターかんのドレミ生活介護支援センター、こころ、はなまる学園、ファミリーなど

（就労継続支援B）

こぐまくらぶ・明石

### ● 手続き

手続き等は学校または、明石市教育委員会学校教育課特別支援教育係にお問い合わせください。

## 教育相談（あったかサポート）

## ★センター的機能



特別支援教育における地域のセンター校として教育相談を実施しています。

お子様のこころとからだについて気になることはありませんか？

学校は肢体不自由のある児童生徒対象の特別支援学校ですが、教育相談は、障害種別を超えて、支援が必要な子ども（発達障害などを含む）を対象に実施しています。

ご相談については、学校園所を通してお申込みください。

● 対象

- ① 市内の学校園所に在籍の幼児、児童生徒
- ② 市内保育所・幼稚園、小学校、中学校、市立高等学校の教職員

● 実施日時

- 毎週、火曜日・金曜日：9時～16時45分、木曜日：13時～16時45分  
※ 相談時間については、1ケース50分間とします。  
※ 相談日については、申込み後に日程調整をします。

● 相談・提供できる内容

- ① 障害のある幼児児童生徒への支援（肢体不自由や発達障害に関すること等）
- ② 特別支援教育に関する教職員との相談・支援（訪問授業見学含む）
- ③ 移行支援に関する支援  
・児童生徒が移行支援プログラムを通して、学校生活に対する見通しが持て、就学先で生き生きと活動できるように学校園所と協力して支援します。
- ④ 教材教具・参考図書等の貸し出し
- ⑤ 進路・福祉・医療等に関する情報提供
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設開放
- ⑦ 教職員に対する研修協力

● 実施場所

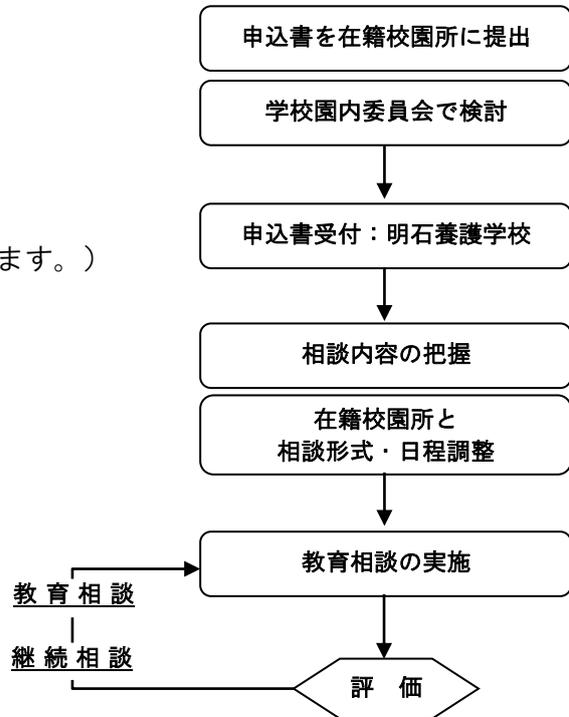
明石市立明石養護学校  
または在籍校園所（オンラインも活用できます。）

● 申し込み

在籍校園所を通してお申し込みください。  
（右図参照）

● 費用

無料



アクセス・施設情報

ホームページをご参照ください。

QRコード





## 15 兵庫県立いなみ野特別支援学校

- 兵庫県立いなみ野特別支援学校  
所在地：加古郡稲美町国安1284-1  
電話：079-492-6161 FAX：079-492-6162
- あおの訪問学級  
所在地：小野市市場町926-453 国立病院機構 兵庫あおの病院内  
電話：079-462-2567 FAX：079-462-2567



昭和55年4月「いなみ野養護学校」として開校し、播磨東地域の知的障害教育の中核を担っています。

また、播磨東地域のセンター的機能として、地域の学校園への教育相談や巡回相談を行うほか、関係機関との連携による切れ目ない一貫した支援体制の構築を図っています。

### ● 通学地域

明石市、加古川市北部、稲美町<2市1町>

### ● 教育目標

#### 小学部の目標

初めての学校生活で様々な経験を積み重ね、人との関わりが楽しくなることや要求や好き嫌いなど 意思表示をはっきり表現すること（コミュニケーション能力の向上）、自分で物事を選べること（自己決定、自己選択能力）、何事にも自分で挑戦しようとする事（生活動作の向上、物事への関心・意欲）、集団生活で見通しを持って行動すること（状況の把握）ができる子どもに育つような支援を行っています。

1. 生活リズムを整え、健やかなからだを作る。
2. 身のまわりのことがらを自分でしようとする力を養う。
3. 人とかかわる楽しさを知り、やりとりできる力を養う。
4. 集団の中で友だちと一緒に活動できる力を養う。

#### 中学部の目標

1. 個々の力に応じた基本的な生活習慣の向上を図り、日常生活行動が主体的にできる力を培う。
2. 運動に親しみ、自ら進んで体を動かすことを通して、基礎体力の向上を図る。
3. 友達と力を合わせて活動する経験を通し、仲間意識や進んで集団に参加する意欲・態度を養う。
4. 学習や行事などのさまざまな体験を通して、もじ・かず・ことばに親しみ、自ら日常生活を豊かにする知識・技能・態度を育てる。

#### 高等部の目標

1. 社会参加に必要な基礎的な知識や技能の向上を図るとともに、多様な人々と共生する態度を育成し、自立に必要な諸能力の伸長を図る。
2. 豊かな活動を通して生活意欲を高め、働く喜びを感じ、働く意味がわかることで、自らの生き方を考える力、創り出す力、楽しむ力を育む。

● 高等部の特色

★『一人一人に応じた指導』及び『自立と社会参加』並びに、『主体的に生きる力を育むために』を充実させるために、類型別教育課程を編成しています。生徒の実態に基づき、類型別、学年別、学級別、グループ別、または個別に指導しています。

I 類…社会生活の指導を重視（職業生活・社会生活への適応を目指して）

\* 2 学年、3 学年では実態に応じてさらに2 類型（IA 類・IB 類）に分けています。

II 類…日常生活の指導を重視（身辺自立、コミュニケーションに視点をあてる。）

★1 学年と2 学年の I 類作業学習は縦割り合同で行い、多種目から選択したり学年を越えて交流したりできるようにしています。（農耕、園芸、食品加工、織物、縫製、陶芸）

★卒業後の暮らしや働くことをイメージした教科として、「しごと・暮らし」を学びます。（週1 時間）

例、健康管理、お金のやりくり、ネットのルール、しごとのマナー、余暇、性教育など

★趣味・特技などを通してゆたかな生活を送り、自分の「したい」をかなえられる時間として、「くらぶ」を充実させています。（年間8 回程度、グランドゴルフ、ダンス、バドミントン、パソコン、カラオケ、文芸など13 種目程度）

● 主な学校行事（予定）

	行 事 内 容
1 学期	入学式、新入生歓迎会（中）、遠足（小）、修学旅行（高3）、運動会、現場体験実習（高2）
2 学期	宿泊学習（小4,5・中1,2・高2）、校外学習（小1,2,3）、球技大会（高）、修学旅行（小・中）、現場見学等進路学習（中2）現場体験実習・前提（高3）、学習発表会
3 学期	販売学習（中）、校内実習（高1）、現場体験実習（高2）社会体験学習（中）、3 年生を送る会（中）、校外学習（小）お別れ会（高）、卒業式

● 卒業生の進路状況

直近のデータは、いなみ野支援学校のホームページの「進路指導部」の「卒業生進路先 R4～H30」をご覧ください。

・令和4 年度（2023年3月末現在）

一般就労	5 人
就労移行支援事業所	6 人
就労継続支援A 型事業所	0 人
就労継続支援B 型事業所	2 9 人
自立訓練（生活）	0 人
生活介護事業所	8 人
地域活動支援	0 人
療養介護	0 人
その他	2 人
計	5 0 人

## 入学までの流れ



□ 学校ホームページより

### 兵庫県立いなみ野特別支援学校入学者決定までの流れ

記号：★本人と保護者が必ず出席してください

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
就学・入学に関するスケジュール	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象) ・学校説明会 (保護者、教員対象)	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)			・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)	・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)		・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)		・小・中・高部 入学希望者調査 (保護者、教員対象)
小・中・高部													
高等部			・第一回オープンスクール	入学志願者説明会 (保護者、中学担任対象)	★夏休み中 教育相談	教育委員会 入学志願者選考要項発表		・第二回オープンスクール		募集要項説明会 (中学担任対象)	★合格者発表 ★入学志願者選考 (二次)	★合格者発表 ★入学志願者選考 (再募集)	★入学説明会 ★入学手続き
学校見学及び就学相談 随時実施													
教育相談 (※発達や療育に関する相談は随時受け付けています。)													

※いなみ野特別支援学校に入学するには、本校での就学相談を入学予定の前年度内に受ける必要があります。  
できれば2年前くらいから見学にお越しください。

## あおの訪問学級



あおの訪問学級は、小野市にある独立行政法人 国立病院機構 兵庫あおの病院内に教員が常駐し、重症心身障害児(者)病棟に入院している児童生徒への訪問教育を行っています。小学部・中学部・高等部があり、障害の状態・特性に応じて、一人一人の学びを大切にしながら自立活動を中心とした教育活動をおこなっています。

## 地域支援

### ★センター的機能



#### ● 来校相談

在籍校やご家庭での生活面や学習面でのつまずき、気になる行動について、来校にて相談をお受けします。本人、保護者、教職員などが対象。電話での相談も受け付けています。

【相談例：在籍校での学習の遅れ、友だちとのトラブル、家庭での困った行動など】

申込み

1. お電話で相談ください。
2. 日程調整し、日時を連絡いたします。
3. 来校教育相談票にご記入いただき、相談時にお持ちください。

- **巡回相談**

特別支援教育コーディネーターが依頼のあった学校園へ訪問し、対象幼児児童生徒や学級への支援を担当の先生と一緒に考えます。

【相談例：支援学級での学習（題材、教材等）、通常学級での支援（離席、他害行動等）】  
申込み

1. 管轄の市町教育委員会を通してお申し込みください。
2. 高等学校は本校に直接ご連絡ください。

- **研修**

公開研修会の開催や、各校での研修会などの企画や実施協力（講師、情報提供など）を行っています。

（実施例：「合理的配慮と特別支援教育の観点に立った授業づくり」、「WISC-IVの見方と支援について」）

- **連携**

福祉、医療、労働などの関係機関との連携を行っています。

（連携先例：各学校園、教育委員会、医療機関、福祉課、基幹相談支援センター、子ども家庭センター、発達支援センター、相談支援事業等）

- **その他**

支援日より配付、HP発信などによる広報、教材教具、発達検査器具の貸し出し

---

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 16 兵庫県立播磨特別支援学校

所在地：たつの市揖西町中垣内乙135番地1

電話：079-166-0091 FAX：079-166-0092



### ● 各科の紹介

#### 肢体不自由教育部門（全寮制）

##### 【普通科】

普通科高校に準じた教育課程で、各教科習熟度別編成で基礎学力の充実を図るとともに、類型別カリキュラムで生徒一人ひとりの能力や進路希望（進学・就職）に応じた学習をしています。

##### ◎ 教育課程の特色

教科別学習を基礎に、「自立活動」の時間と学校設定科目「キャリアデザイン」を通じ、主に身体障害に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立を目指した教育を行っています。また、高等学校と同じように定期考査を行い、所定の単位を修得して進級・卒業します。

##### ◎ 類型について

Ⅰ類型：教科別学習が主な教育課程で、大学などへの進学に応じた選択科目も開講しています。

Ⅱ類型：教科別学習で学ぶとともに、就労に向けて勤労観や職業観を育成する作業学習を週6時間開講しています。

※ Ⅰ類型とⅡ類型は、2年生に進級する前に選択します。

※ 令和3年度入学生より、普通科Ⅲ類型（知的障害の教育課程）の設置はありません。

##### 【総合ビジネス科】

商業科高校に準じた教育課程で、普通科教科に加えて商業科目を学習し、情報処理・簿記・ビジネス文書などの資格が取得できる学習をします。

##### ◎ 教育課程の特色

普通科教科に加え、商業に関する専門科目を履修し、様々な検定の資格取得を目標とする学習を通して、身体障害のある生徒に対して職業自立を目指した教育を行っています。また、高等学校と同じように、定期考査を行い、所定の単位を修得して進級・卒業します。多くの検定試験を受けるために、基礎的な学力と意欲的な学習態度が望まれます。

#### 知的障害教育部門（通学制）

##### 【就業技術科】

療育手帳を持つ生徒が対象の教育課程です。全県学区ですが、通学制のため、自力通学が可能な範囲であることと、毎日通学できる力が必要です。

職業教育を主とする専門学科の知的障害の教育課程で、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度を身につけることを中心に学習します。

◎ 教育課程の特色

作業学習・販売実習・職業体験実習（産業現場における実習）・サービス系（ビルクリーニング・喫茶サービス・物流品出し）の実践学習など、職業的自立を目指した学習を手厚く行っています。また、国語や数学などの基礎教科は自立活動と合わせて履修することで、知的障害のある生徒に対し、教育課程全体を通して自己理解を進めながら、社会的自立を目指す教育を行っています。

● 教育課程

各科の教育課程は学校のホームページにてご確認ください。

● 主な学校行事

前期（ 4月～9月）	入学式、前期始業式、修学旅行、生徒総会、自治会総会（寄宿舍）、前期職場実習、校内作業実習、夏祭り（寄宿舍）、前期終業式
後期（10月～3月）	後期始業式、体育祭、文化祭、生活体験発表会、後期職場実習、生徒総会、卒業式、修了式

● 卒業生の進路状況

普通科・／職業科・総合ビジネス科（肢体不自由教育部門）

進路先・業務		R2	R3	R4
就職	製造	3	2	
	運輸・郵便			
	卸売・小売	1	1	
	金融・保険			1
	医療・福祉		1	
	サービス	1	1	2
	その他			
進学	4年生大学	1	2	
	短期大学			
	専門学校・各種学校			
	職業訓練校		3	
	その他			
福祉	就労移行支援			
	就労継続支援A型		1	1
	就労移行支援B型	2	2	3
	その他	1	1	
その他	自家営業			
	家事従事			
	自宅		1	
	その他			
合計		9	15	7

就業技術科（知的障害教育部門）

進路先・業務		R 2	R 3	R 4
就職	製造	10	9	14
	運輸・郵便	1	3	
	卸売・小売	9	7	5
	金融・保険			
	医療・福祉			
	サービス	4	3	2
	その他	1	1	1
進学	職業訓練校等	2		1
福祉	就労移行支援	1	1	2
	就労継続支援A型		2	1
	就労移行支援B型	1	2	3
	その他			1
その他	自家営業			1
	家事従事			
	自宅			
	その他	1		
合計		30	28	31

体験入寮・体験入学／学校見学



※ いずれも事前にお問い合わせください。

● 体験入寮・体験入学

内容：原則、1泊2日で、学校および寄宿舍での生活を実際に体験していただきます。  
日帰りも可能です。（体験には保護者の付き添いが必要です。）

対象：肢体不自由のある生徒で本校への入学を考えている方

時期：随時実施

● 学校見学

内容：本校の施設設備、授業内容、在校生の様子の見学

対象：小(肢体不自由のみ)、中学とその保護者、担任、及び、学校関係者。  
(但し、本校は高等部単独設置の特別支援学校です。)

時期：随時実施（事前の問い合わせが必要です。）

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 17 兵庫県立高等特別支援学校

所在地：三田市大原梅の木1546-6

電話：079-563-0689 FAX：079-563-5632



職業自立を目指す知的障害者を対象とした、職業科の特別支援学校です。

- **対象**  
知的障害の療育手帳を有する者、自力通学ができる者
- **在籍者**  
高等部 職業科 1学年40名定員
- **通学地区**  
兵庫県に居住する者（遠隔地で通学困難な生徒のために寄宿舎があります。）
- **寄宿舎**  
寄宿舎では、卒業後の自立に役立つよう基本的な生活習慣の確立を目指した指導を行っています。寮ではありませんので、毎週末に帰省し、毎週明けに帰舎（登校）します。諸経費として、月額22,000円程度必要です。
- **主な教育課程**
  - ・各教科・道徳・特別活動・自立活動及び総合的な学習の時間。
  - ・各教科は普通教科と専門教科。
  - ・専門教科は目標に応じて自立型・実践型・生活型に分類し、それぞれの目標に応じた学習指導を行っています。
  - ・自立型作業学習は実材を通して作業体験を広げること、計画的に作業に取り組む力を身に付けること、製品を作ること、作業への責任感を養うこと、等の主目標の下に各種目で学習内容を展開しています。
  - ・自立型作業学習は、2，3年生で選択して履修するようにし、将来の進路に対する自己決定に向けた練習ができるようにしています。

※ 学校ホームページより

○教育課程表

教科・領域	学 年	各教科										道 徳	特 別 活 動	自 立 活 動	総 合 的 な 探 究 の 時 間	合 計	
		普通教科															専 門 教 科
		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	外 国 語	情 報							
科目 職業科	1年	2	1	1	1	1	2	5		1	15	(1)	2	(3)	[2]	30	
	2年	2	1	2	1	1	1	5	1	1	14	(1)	2	(3)	[2]	30	
	3年	2	1	2		1		4	1	2	16	(1)	3	(3)	[2]	30	
3年間計		6	3	5	2	3	3	14	2	4	45	(3)	7	(9)	[6]	90	

( ) … 専門教育と合わせて指導を行う単位時間数。

[ ] … 学習の時間を一定期間に集中して実施。

○専門教科の分野及び単位時間数、設定意義

型	自立型作業学習				実践型学習		生活総合型学習	
	1年生	木工	陶工	縫工	農業	職業実習Ⅰ	職業実習Ⅱ	調理
	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	
2年生	〔選択〕 木工 陶工 縫工A 縫工B 農業				職業実習Ⅰ	職業実習Ⅱ	調理	家庭
	4時間				4時間	2時間	2時間	1時間
3年生	〔選択〕 木工 陶工 縫工A 縫工B 農業				職業実習Ⅰ	職業実習Ⅱ	調理	
	4時間				6時間	2時間	2時間	
目標	作業経験を膨らませ、作業学習の意義と作業目標の持ち方を学習し、作業に取り組む総合的な力を育てる				実践的な学習を積み、職業自立に向けた姿勢・態度を学習する		家庭生活を営む上で必要な知識及び技能を学習する	

● 主な学校行事

1学期	入学式、歓迎スポーツ大会、宿泊訓練（1年）、春季遠足（2、3年）、校内実習、現場実習、スポーツ大会
2学期	修学旅行（3年）、秋季遠足（1、2年）、体育大会、現場実習、スポーツ大会
3学期	文化祭、結合実習（3年）、卒業式、マラソン大会、スポーツ大会

● 卒業生の進路状況

就職率

令和4年度卒業生 82%

（平成25年度から令和4年度卒業生までの卒業時の就職率平均 約84.1%）

3年後就職定着率平均 約84.1%

主な就職先（明石周辺地区を抜粋）

（株）明石機械製作所、東洋機械金属（株）、内外ゴム（株）、森合精機（株）、（株）スズキ自販兵庫、マックスバリュ西日本（株）、（株）エコーブ近畿、神戸医師協同組合、明石病院、（株）川重ハートフルサービスなど

入学を希望者される方は



※ 日程については、ホームページや学校にご確認ください。

● 入学者選考受検の条件

入学をご希望される方は、次の条件を満たしていることが必要となっています。

- ① 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する知的障害者。
- ② 原則として「入学相談」「体験入学」を受けている。
- ③ 兵庫県に住所を有する者。但し特別の事情がある場合はこの限りではありません。

### 〈入学希望者説明会〉

対象：入学希望生徒・保護者・学校関係者・教育委員会等の関係者

内容：本校の概要、入学者選考までの日程等の説明

申し込み：4月当初に、県下の各中学校及び特別支援学校へは各市町の教育委員会を通じて、または直接メールにて必要書類を送付します。

在籍（出身）中学校・特別支援学校を通じて下記より申し込んで下さい。



### 〈入学相談〉

対象：入学希望生徒・保護者・担任

内容：入学希望生徒、その保護者及び中学校の担任との各面談等を通して進路選択に際しての情報提供を行います。

申し込み：在籍（出身）中学校長・特別支援学校長を通じて、Wordデータに必要な事項を入力して、メールにて申し込んで下さい。



### 〈体験入学〉※受検の要件です

対象：入学希望生徒・保護者・（担任）

内容：入学を希望する生徒が、体育・作業の授業を体験することで、本校の教育内容を理解するとともに、入学希望者の様子を知り進路選択に際しての判断材料にします。

申し込み：在籍（出身）中学校長・特別支援学校長を通じてWordデータ（体験入学申込書）に必要な事項を入力して、メールにて申し込んで下さい。



### 〈募集要項説明会〉

対象：本校の入学の条件を満たしており、本校入学者選考の受検を希望する生徒の学校関係者

内容：出願・入学者選考についての説明



### 〈入学者選考〉

願書受付 → 志願変更 → 入学者選考 → 合格発表



### 〈入学者説明会〉

対象：本校入学者選考に合格した生徒・保護者

内容：入学に際しての諸手続・準備物・学校生活について 等

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 18 兵庫県立西神戸高等特別支援学校

所在地：神戸市西区押部谷町高和1557-1

電話：078-991-2050 FAX：078-991-5505



平成29年4月、神戸市西部・東播磨地域の知的障害特別支援学校の高等部生徒の増加に対応するため、就労に向けた専門的な職業教育を中心とした知的障害特別支援学校（高等部のみ）として設立されています。

### ● 教育目標

- (1) 知的障害のある生徒の人権を尊重し、自立と社会参加を目指した主体的に生きるための基礎となる人間性や社会性を育てる。
- (2) 生徒一人一人のキャリア形成を支援し、就労に必要な基本的知識・技能・態度と働く意欲を育成する。
- (3) 豊かな情操を育み、規範意識を育てることにより、生徒一人一人の地域社会に貢献しようとする意欲を醸成する。
- (4) 健康で豊かな心と丈夫な体を育てるとともに、自らの命を守るための安全や危機対応を意識する態度を育てる。
- (5) 地域や関係機関と連携し立地を活かした特色ある職業教育を主とした学校づくりを推進する。
- (6) 特色ある専門性・系統性のある教育課程を編成し、多様な教育実践を実施するために、教員個々の資質の向上を図るとともに、外部講師等を活用し、校内研究や研修活動を積極的に推進し、学校としての組織的専門性の充実や授業力の向上を図る。

### ● 教育課程

#### 《教育課程 第1学年 職業能力基礎育成段階》

##### 「職業自立を目指す学習」

- ① 全生徒は、6時間の農園芸と4時間の受託作業に取り組んでいます。仕事に取り組む姿勢と体力、集中力などの職業能力の基礎を育成しています。  
(神戸ワイナリーの葡萄園も一部らせていただいています。)
- ② 1年生では、幅広い職業について学び、働くことへの興味関心を深め、2年生におけるコースでの専門的な学びへとつなげていきます。  
3つの職業専門ワークをそれぞれ学習し、生徒自身が自らの能力や適性を把握した上で、第2学年時のコース選択につなげることを目標としています。また、1週間程度のトライやるJOBを年間3回実施し、働くことへの動機づけや職種について知る機会を設けます。

##### 「社会自立を目指す学習」

生徒の実態把握を意識し、クラス単位での授業展開を行うことを基本としています。ビジネスマナーでは、担任を中心としながら、「自分らしく働く」を見つけるためのこれからの学校生活の活動へ理解を深める内容に取り組んでいます。

## 《教育課程 第2学年 職業能力発展定着段階》

### 「職業自立を目指す学習」

2年生では、専門コースでの実践的・体験的な学習を通して、将来の職業自立につながる力を培い、3年生での進路選択へとつなげていきます。「メンテナンス・物流コース」「ものづくり・販売コース」「福祉・サービスコース」の3コースに分かれ、就労に必要な知識や技能の向上を図ります。また、2週間程度の職業体験実習を年間3回実施し、自らの能力や適性、得手・不得手を理解していくと同時に、自分らしく働くことができる環境について知る機会を設けます。

### 「社会自立を目指す学習」

- ① 職業自立に向けた学習や職業体験実習からの課題を社会自立に向けた学習にフィードバックし、三位一体となったカリキュラムを目指しています。
- ② ビジスマナーでは、実習に取り組む姿勢や、面接マナーなど、主に職場でのマナーを中心に学習し、日々の学校生活を通しての発展定着を図っています。
- ③ 総合的な探究の時間とLHRの連続する時間を有効活用し、外部講師を招いた講習会や交流及び共同学習、また地域貢献活動など、年間計画に基づき実施しています。

## 《教育課程 第3学年 社会人前基礎育成段階》

### 「職業自立を目指す学習」

第2学年次と同じコースを継続します。1年生・2年生での経験を踏まえ、生徒自身の意思で選択・決定しながら現場実習へとつなげ、より自分に適した進路決定を目指します。

### 「社会自立を目指す学習」

- ① 第1学年、第2学年と比較し、時間数を大幅に増加させ、コミュニケーションや生活経済などの合わせた指導に重点的に取り組み、社会人として必要となる基礎学力の育成を図っています。
- ② 授業形態に柔軟性を持たせ2時間連続の時間帯で、より多面的な単元学習を可能としています。
- ③ IT(情報)教育に重点的に取り組み、職場内での情報機器の活用や高度情報化社会に対応するための基礎的スキルの獲得を目指しています。
- ④ 卒業後の生活を豊かにするための余暇活動の充実を目指し芸術探求を設定しています。働く目的を余暇的な活動につなげていけるような指導を目指しています。

## ● 主な学校行事

前期	入学式、スポーツ大会
後期	スポーツ祭、西神戸祭、卒業式

## ● 進路指導

「自分らしく働く」をテーマとし、生徒が自分の将来、また社会の一員として果たす自分の役割について考えながら、生徒自身が自分の意思で、将来の職業を選択・決定していくことのできる「西神戸版デュアルシステム」を構築し、地域と一体となった就労支援を展開しています。

### ① 企業における体験実習

1年生では5日間のトライやる・JOBを3回、2年生では10日間の職業体験実習を3回実施します。各実習ごとに生徒が希望する業種・職種の企業へ実習に取り組んでいきます。3年生では、「自分らしく働く」ことのできる企業へチャレンジしていきます。

## ② 特別教育等、資格取得の実施

在学中に、フォークリフト（1t未満）、小型車両系建設機械運転特別教育（整地等）、刈払機取扱作業安全衛生教育、生活援助従事者など、さまざまな資格取得ができる機会を設けています。資格取得が即、就労に繋がるわけではありませんが、生徒が意欲的に取り組むことを大切にしながら就職試験等での自己アピールの材料となるように取り組んでいます。

## ③ 卒業後の進路

令和4年度卒業生（4期生）の進路先

（令和5年3月末現在）

	企業就労	訓練校	自立支援	A型	就労移行	B型	未定	合計
人数	35	2	1	2	1	4	2	47

## 入学を希望される方は



※ 日程については、ホームページや学校にご確認ください。

### ● 入学者選考受検の要件

知的障害のある生徒を対象とした職業科の高等特別支援学校です。入学を希望される方は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 令和6年3月末日までに特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業する見込みの者。またはそれと同等以上の学力があると認められる者。（学校教育法第82条において準用する同法第57条及び学校教育法施行規則第135条の第5項において準用する同施行規則第95条の規定）
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する知的障害者。
- (3) 兵庫県に住所を有する者。（ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。）
- (4) 本校の「入学相談・授業体験会（7月実施）」及び「入学希望者説明会（9月実施）」に参加している者。
- (5) 自立通学ができる（一人でも電車・バス等の公共交通機関が利用できる）者。
- (6) 職業科の特色を理解し、本校の教育目標に従って学校生活を過ごす意欲があり、将来、就労を目指す者。

### ● 入学者選考までの日程

#### 1 学校説明会（※受検の要件ではありません）

対象：中学校及び特別支援学校中学部の3年生生徒（希望者）及び保護者  
中学校及び特別支援学校中学部の学校関係者、教育委員会等  
内容：本校概要説明、入学選考までの日程説明  
申し込み：在籍している学校、所属団体から一括して申し込みます。

#### 2 オープンスクール（※受検の要件ではありません）

対象：生徒、保護者、学校関係者  
内容：校内・授業見学、質疑応答等  
申込方法：各市町教育委員会を通じて各学校に案内をします。在籍校を通じて申し込みます。

### 3 入学相談・授業体験会（※受検の要件です）

対象：入学を希望する生徒及び保護者及び学級担任または特別支援教育コーディネーターは必ず同席をお願いします。

内容：授業等を体験していただくと同時に入学相談を実施します。

申込方法：各市町教育委員会を通じて、各学校に案内を送付します。在籍校を通じて申し込みます。

### 4 入学希望者説明会（※受検の要件です）

対象：入学を希望する生徒及び保護者は必ず同席をお願いします。

内容：学校の説明を行います。希望者には入学相談を実施します。

申込方法：「入学相談・授業体験会（7月実施）」に参加された方の在籍校に、8月頃に案内を送付されますので、在籍校を通じて申し込みます。

### 5 入学者募集要項説明会

対象：受検を希望する生徒が在籍する中学校の担任等

内容：募集要項の説明及び願書配布

申込方法：「入学相談・授業体験会（7月実施）」「入学希望者説明会（9月実施）」に参加された方の在籍校に案内が送付されます。受検を希望される場合は必ず出席をしてください。

### 6 入学者選考

### 7 合格発表および合格者説明会

### 8 入学者説明会

## 教育相談・地域支援



#### ① 教育相談（来校面接・電話）

ご本人、保護者、教育関係者の方々と教育的支援の相談、資料・情報等を提供します。

#### ② 巡回教育相談（訪問）

アセスメント、学校園所内の支援体制構築補助等、依頼内容に応じて行います。

#### ③ 研修会・事例検討会

学校園所主催の研修会の講師、事例検討会の助言等、依頼内容に応じて派遣します。

#### ④ その他

相談は予約制です。相談日時は申込み後、調整・決定します。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 19 兵庫県立視覚特別支援学校

所在地：神戸市垂水区城が山4丁目2番1号

電話：078-751-3291 FAX：078-751-3254



全盲または弱視と視覚機能に障害のある幼児・児童・生徒を対象とした学校で、ひとりひとりの障害・能力・特性に応じた教育を行っています。

一般の学校と同じ内容の学習をする幼稚部、小学部、中学部、高等部本科普通科、専門的な技術を身につける職業課程として高等部には、本科保健医療科・専攻科理療科・専攻科保健医療科があります。

また、通学不可能な児童・生徒のために寄宿舎も併設されています。

### 学部の紹介



#### 幼小学部

- ・幼小学部では、基礎的な学力を身につけます。
  - ・思いやりの心を育てます。
  - ・障害を克服するための技術を学び、自立への足がかりとします。
- (幼稚部) 3・4・5歳児に対しての幼児教育を行います。
- (小学部) 小学校に準じた教科・内容を学習し、さらに障害に対応するために「自立活動」の時間を置きます。

#### 中学部

- ・夢や希望を育み、努力する姿勢を養います。
- ・基本的な生活習慣を身につけ、創造的で質の高い生活を目指します。
- ・集団生活を通じ、社会とともに生きる力を身につけます。

#### 教育目標

- ・夢、希望、挑戦心を持ち、その実現に向けて生きる生徒を育てる。
- ・基礎的生活習慣を定着させ、様々な体験に基づく知識や学力、体力、技術等の生きる力を身につけさせる。
- ・物事の善悪を知り、社会性、協調性、共に暮らす喜びの心を持つ生徒を育てる。
- ・教師集団が生徒個々の課題やニーズを共有し、将来につながる指導を心がける。

#### 高等部（普通科）…本科

- (Aコース) 高等学校に準じた教科・領域を学習し、高等学校卒業資格が取得できます。
- (Bコース) 個々の能力に応じた教科学習、自立活動と合わせた指導を中心に学習します。
- (Cコース) 自立活動と合わせた指導を中心に、身辺自立等の個に応じた生活自立を目指します。

#### 教育目標

- ・豊かな人間関係の育成を図る
- ・基礎学力の定着と基本的な生活習慣の習得を目指す
- ・生徒の実態に応じた個別の指導と集団指導の充実を図る
- ・学校行事や生徒会活動等をとおして、生徒の自主性と仲間づくりを目指した指導の充実を図る

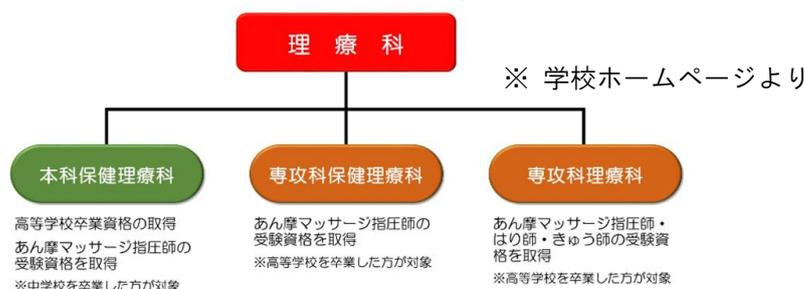
## 高等部（理療科）…専攻科

「理療」とは、東洋医学的治療のうち、あん摩マッサージ指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）を総称したものです。

「理療科」は視覚特別支援学校高等部に設けられている職業課程で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成するコースです。

本科保健理療科と専攻科保健理療科は、あん摩マッサージ指圧師を、専攻科理療科は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指しています。

国家試験の受験資格を取得し、国家試験に合格すると国家資格を得ることができます。



## 入学基準

学校では、視覚障害のため、学習や生活において困っている幼児から中途障害の成人の方まで幅広く学んでいます。また、全盲の方だけでなく弱視の方や障害を併せ持つ方も学んでいます。入学を希望される方は、電話で学校（窓口：支援部）までご連絡ください。

### ※ 基準となる視覚障害

両眼の矯正視力がおおむね0.3未満、又は視力以外の視覚機能障害が高度なもので、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能、又は著しく困難な程度であること。

## 教育相談

### ● 対象

0歳～成人の、すべての視覚に障害のある方への教育相談を受けています。

### ● 相談内容

- ・ テレビやものを見るときに、目を細めたり、極端に近付いたり、首をかしげる。
  - ・ 明るいところで極端にまぶしがったり、逆に暗いところで極端に動作が慎重になったりする。
  - ・ 遠くのものや、小さくて見づらいものに興味を示さない。
  - ・ 歩いていて、つまずいたり、ぶつかったりする。
  - ・ 形の似た文字を混同したり、行を読み間違えたりすることがよくある。
  - ・ 視力の関係で、将来の進路が不安である。
  - ・ 目や見え方に関する心配や困っていることがある、等の様子が見られましたら、早期発見、早期対応が大切ですので、まずはご相談ください。
- その他、視覚に関する生活や学習についての相談、教材や補助具についての紹介、指導に関するアドバイス等も行っています。

## アクセス・施設情報

ホームページをご参照ください。

QRコード





## 20 兵庫県立神戸聴覚特別支援学校

所在地：神戸市垂水区福田1-3-1

電話：078-709-9301 FAX：078-709-0371



### ● 教育目標

- (1) 幼児・児童・生徒一人ひとりの障害や発達段階、特性に応じた教育を推進する。
- (2) 調和のとれた心身の発達を図り、自立と社会参加の実現に向けて、主体的に行動し、未来を切り拓く力を育成する。

### ● 各学部の指導目標 ※ 各部の行事については学校のホームページをご確認ください。

#### (1) 保育相談部

- ・安定した親子関係を築き、心身の調和のとれた発達のための素地を養う。
- ・補聴器や人工内耳の活用をすすめ、発達に即したことばの習得をめざす。
- ・確かな愛着関係を育み、親子の豊かなコミュニケーションの基礎を培う。

#### (2) 幼稚部

- ・保有する聴力を最大限に活用できるよう、個に応じた聴覚活用を促す。
- ・手話も含めた様々な方法を用いてコミュニケーションの意欲と能力を育て、ことばの習得につなげる。

#### (3) 小学部

- ・健全な生活態度を養い、体験的な学習や交流を通して豊かな人間性を育む。
- ・個に応じたコミュニケーション方法で言語力を培い、基礎学力や思考力の育成をめざす。

#### (4) 中学部

- ・小学部・小学校教育の基礎の上にたって、実生活に活かせる言語能力を向上させる。
- ・将来の自立のために必要な学力の定着・向上を図るとともに、豊かな人間性を養う。

#### (5) 高等部本科

- ・自ら学ぶ態度を培い、豊かな教養と専門的な技術を身につけ、卒業後を見据えながら、社会人としてあるべき資質を養う。

#### (6) 高等部専攻科

- ・よりよく生きるための専門的技術の向上を図り、心豊かに社会の一員として貢献できる資質を養う。

### 入学を希望される方は



※ 日程等については、ホームページか学校にご確認ください。

#### (1) 入学相談

入学希望者には教育相談や学校説明会を行いますので、学校にお問い合わせの上、幼児児童生徒、保護者、学級担任同伴で学校に伺うこととなります。

#### (2) 保育相談部・幼稚部

お問い合わせの上、幼児、保護者同伴で学校へ伺うこととなります。

#### (3) 小・中学部

県立の学校になりますので、入学希望者は、居住校区の小・中学校、各市町の教育委員会、その他関係機関にご相談ください。また、本校の教育相談を受けていただくこともできます。授業体験デーや就学相談等をご活用ください。

(4) 高等部本科<普通科・コミュニケーションデザイン科>

// 専攻科<コミュニケーションデザイン科>

兵庫県教育委員会の「入学者選考要綱」により実施します。入学願書等の関係書類は、出身学校長を経て、提出してください

《入学決定に関して》

- (1) 保育相談部・幼稚部の入学希望者は、就学面接が実施されます。
- (2) 高等部（本科・専攻科）入学希望者は、入学選考が実施されます。
- (3) 入学決定の通知
  - ・保育相談部・幼稚部… 学校長から文書が交付されます。
  - ・小・中学部… 兵庫県教育委員会より、保護者宛に文書で通知があります。
  - ・高等部… 学校長から文書が交付されます。

《費用》

- (1) 幼・小・中学部
    - ・入学に関する費用、授業料、教科書代は無料です。
    - ・所得の状況に応じて補助（就学奨励費）が受けられます。
    - ・その他の費用は、学習費、積立金、育友会費等です。
  - (2) 高等部
    - ・入学考査料、入学料は無料です。
    - ・所得の状況に応じて補助（就学奨励費）が受けられます。
    - ・その他の費用は、学習費、積立金、育友会費等です。
- 注）本科と専攻科では就学奨励費に違いがあります

---

## 総合支援センター ★ センターの機能



● 教育相談

0歳から、お子さんの聞こえの様子や補聴器についてのご相談に応じます。

- ・後ろから呼んでもふりむかない。
  - ・身の回りの音に気付かない（テレビ・電話・車の音など）。
  - ・声を出すことが少ない。
  - ・ことばが遅く、発音がはっきりしない。
  - ・1歳半を過ぎても指示が伝わらない。
  - ・新生児聴覚スクリーニング検査で「精密検査が必要だ」と言われた。
- ※教育相談は随時受け付けています。電話・FAXでお問い合わせください。  
相談の費用は無料です。どうぞお気軽にご相談ください。

● 通級による指導

- ・公立小・中学校の通常学級に在籍する、聴覚に障害のある子どもや在籍校への支援を行っています。
- ・聴覚障害の理解・発音・コミュニケーション・障害認識などの指導をしています。
- ・個別学習を中心としながら、適宜、集団学習も行っています。

---

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 21 神戸大学附属特別支援学校

所在地：明石市大久保町大窪2752-4

電話：078-936-5683 FAX：078-936-7114



教育基本法と学校教育法に基づき、知的な障害をもつ児童・生徒の教育施設として、神戸大学発達科学部における人間の発達と障害に関する研究・教育に協力・参加し、協働して教育実習および教育実践・研究を推進しています。地域の障害児教育の一端を担っています。

### 学校について



#### ● 対象

知的発達のおくれをもつ子どもたちが学ぶ学校です。小学部（1～6年）、中学部（1～3年）、高等部（1～3年）があります。

##### 小学部及び中学部

小学校・中学校へ就学する予定者、および中学部については、小学校あるいは特別支援学校小学部を卒業する見込みの者

##### 高等部

中学校及び特別支援学校中学部を卒業する見込みの者またはすでに卒業した者

#### ● 教育目標

##### 小学部

- ・身の回りのことに対する意識を高め、生活習慣、生活リズムの改善、向上を目指す。
- ・遊びや学習に仲間とともに意欲的に取り組み、感覚・運動機能、対人関係、言葉や伝え合う力を高める。
- ・学校生活を楽しみ、健康なこころとからだを育てる。

##### 中学部

- ・豊かな文化に触れ、要求を育み、主体的に学校生活を創り出していく。
- ・学校生活の様々な活動に主体的に取り組む中で、享受能力を豊かにし、言葉の理解や認識を深め、心と身体の充実を図る。
- ・仲間とともに学び合う中で、人とのやりとりを豊かにし、共感的な人間関係に基づく集団づくりを進める。

##### 高等部

- ・自らの身体への意識を高め、からだづくりや健康づくりに取り組むと共に、様々な学習に主体的に取り組む、言葉の力、認識、基礎学力を一層高めていく。
- ・仲間と共に学び合い、育ち合い、集団作りをすすめながら自治意識を高め、自分達で生活をつくりだす。
- ・ものを作る活動を通し、共に働く仲間として育ち合う。
- ・社会に意識を向け、自分の将来への見通しを確かなものにしながらか社会生活への自覚を高めていく。

#### ● 主な学校行事

運動会、学習発表会、修学旅行（高3年生）、夏の遠足、秋季遠足、校内合宿、夏季合宿、冬季合宿、校外学習、雪山教室、お別れ遠足、全校生のつどい など

## 入学希望者



### ● 入学の流れについて

定員が決まっている学校ですので、「入学選考」を毎年行っています。  
入学を希望する場合は、必ず事前に「入学相談」を受けて頂きます。  
また、入学希望にかかわらず、学校の様子を知っていただく機会として「学校見学会」を設けられています。

※ 開催日は、ホームページか学校にご確認ください

## その他の取り組み



### (1) 研究と実践

大学の附属校として、「人間の発達」についての研究と実践に取り組んでいます。

### (2) 教育実習指導

学生が大学で学び研究している人間の発達と障害、教育の理論を教育実践の場において検証する機会として、実習生の受け入れを行っています。

### (3) 介護等体験

障害児の教育方法等について体験し、障害児の発達と教育について関心を広げる場として、介護等体験の学生の受け入れを行っています。

## たんぽぽ教室



### ● 実施内容

就学前の障害のある子どもを対象に月1回の親子幼児教室「たんぽぽ教室」を開設しています。

### ● 対象

発達につまずきのある就学前のお子さんとその保護者

### ● 時間

月1回 土曜日 午前10時～10時45分、午前11時～11時45分のどちらか

※ 開催日は、ホームページか学校にご確認ください。

※ 予約制ですので、あらかじめ電話で申し込んで下さい。

### ● 場所

神戸大学附属特別支援学校内 訓練棟

### ● 費用

無料

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 《 3 》 成 人 期



### (1) 明石市の窓口・サービス

22	障害福祉課	52
	❖ 特定相談支援事業	
	❖ 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）	
	❖ 障害者小規模通所施設（小規模作業所）	
	❖ 障害者総合支援法による日中の活動の場	
	❖ 地域活動支援センター	
	❖ 日帰りショートステイ事業	

### (2) 相談機関

23	兵庫県立知的障害者更生相談所	54
24	明石市後見支援センター	55
25	明石市障害者就労・生活支援センター あくと	56

### (3) 就労関係の支援機関

26	職業能力開発施設（総合リハ能力開発課）	57
27	兵庫障害者職業センター	59
28	兵庫県立障害者高等技術専門学院	61
29	ハローワーク明石（明石公共職業安定所）	64





## 22 障害福祉課

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所・本庁舎1階）

電話：078-918-1344 FAX：078-918-5244



### 特定相談支援事業



#### ● 実施内容

障害福祉サービスを利用する際に、特定相談支援が必要となります。サービスの利用申請時に希望の特定相談支援事業所を併せて申請します。希望する特定相談支援事業所へは、市から相談の依頼を行います。

#### ● 手続き

- ① 障害福祉サービスの利用申請時に、希望する特定相談支援事業所を選び申請します。
- ② 特定相談支援事業所の相談支援専門員が家庭訪問をして、障害に対する支援の度合いや、希望するサービスの種類や量の聞き取りを行います
- ③ 相談支援専門員が「サービス等利用計画（案）」を作成します。
- ④ 相談支援専門員の作成した「サービス等利用計画（案）」の内容確認を申請者が行い、その後、市に提出されます。
- ⑤ 市が「サービス等利用計画（案）」等を勘案し、支給の要否を決定します。
- ⑥ 市が支給決定後、「障害福祉サービス受給者証」等が交付されます。
- ⑦ 「障害福祉サービス受給者証」の交付後、利用するサービス事業所等の関係機関を交えた「サービス担当者会議」が開かれます。
- ⑧ 上記担当者会議の終了後、相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑨ 相談支援専門員の作成した「サービス等利用計画」の内容確認を申請者が行い、その後市に提出されます。
- ⑩ サービス利用開始後は、相談支援専門員による定期的なモニタリング（状況確認）が行われます。（モニタリングの頻度は、個人ごとに違います。）

#### ● 費用

無料

### 事業所の検索 WAM-NET（ワムネット）



上記各事業に関係する事業所の検索ができます。

「独立行政法人福祉医療機構」が運営する福祉・保健・医療の総合サイトです。

サービスを提供している事業所の検索ほか、福祉・保健・医療に関する様々な情報を検索できます。

QRコード



検索画面



## 障害者小規模通所施設（小規模作業所）



- **実施内容**

義務教育終了後において、一般の企業等で働くことが困難な障害のある人に対して、ひとりひとりの障害の程度に応じた、日常生活に必要な訓練や指導、授産活動を行っている施設です。

（事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。）

- **手続き**

事業所にお問い合わせください。

## 障害者総合支援法による日中活動の場



- **実施内容**

① 生活介護：介護の必要性の高い人たちの特性や体調に応じて、介護をしながら創作活動や生産活動等の日中活動の場を提供します。

② 就労移行支援：おおむね2年程度のプログラムをもとに、職業訓練的な支援を行います。

③ 就労継続支援：就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識や能力の向上を目指します。

- **費用**

サービスにかかる費用の1割を負担。（申請者等の課税状況により軽減制度があります。）

## 地域活動支援センター



- **実施内容**

義務教育終了後において、一般の企業等で働くことが困難な障害のある人に対して、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進などの障害のある人の自立、社会参加を支援するために必要な援助を行う施設です。

（事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。）

- **手続き**

各センターにお問い合わせください。

## 日帰りショートステイ事業



- **実施内容**

障害児・知的障害者の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供します。

（事業所一覧については、障害福祉課にお問い合わせください。）

- **費用**

サービスにかかる費用の1割を負担していただきます。（申請者等の課税状況により軽減制度があります。）

- **対象**

知的障害者（児）、身体障害児（身体障害者手帳を持っている人）

- **手続き**

事業所にお問い合わせください。



## 23 兵庫県立知的障害者更生相談所

所在地：神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター3階  
電話：078-242-0737 FAX：078-242-0736



県立知的障害者更生相談所は、県内（神戸市域を除く）にお住まいの18歳以上の知的障害者の方の自立と社会参加を支援するために、主に次の事業を行っています。

### 療育手帳の判定・交付



- **実施内容**

療育手帳の判定・交付については、ご本人及び保護者の方に来所いただき、判定（面接、検査、診察）を行い、併せて相談にも応じています。

- **手続き**

- ① 申請

申請は、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で行ってください。なお、申請内容により必要な書類が異なりますので、詳細については、同じくお住まいの市町の障害福祉担当窓口でご相談ください。

- ② 判定

ご本人には心理士が心理検査を行い、保護者の方にはケースワーカーが面接によりご本人の日常生活の状況や生育歴等をお聞きします。検査、面接が終わった後、医師による診察（医学診断）を受けていただく場合もあります。

- ③ 交付

上記結果により、総合判定を行います。なお、手帳は、原則としてその日のうちにお渡しします。

### 専門相談支援



- **実施内容**

当所において療育手帳を取得されたご本人や保護者等の方に対して、より良く安心して暮らすことを支援するため、専門相談を行っています。  
詳細については当所へお尋ねください。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 24 明石市後見支援センター

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号

明石市立総合福祉センター1階「総合相談窓口」

電話：078-924-9151 FAX：078-924-9134

運営：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会



認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行っています。

### センター職員による相談



センター職員（専門職）が、成年後見制度などに関する相談に応じます。

月～金曜日：午前8時55分～午後5時40分（土日祝及び年末年始をのぞく）

- ・ご本人・家族、関係者からの成年後見制度の利用や手続きなどに関する相談
- ・成年後見制度が利用できるように、家庭裁判所への申立や後見人等（候補者）の調整
- ・認知症や障がいなどで判断能力が低下し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用契約ができず、不安で困っている方への支援
- ・後見人（親族後見人など）からの相談・支援

### 法律専門相談（要予約）



弁護士・司法書士が面談で成年後見、財産管理、相続遺言などの権利擁護に関する相談に応じます。（相談時間は45分程度）

毎週木曜日（第5週は除きます。）：午後1時30分～3時30分

司法書士相談・・・第1・3木曜日

弁護士相談・・・第2・4木曜日

### その他の事業



- ・成年後見制度の広報啓発や情報発信、市民の皆様や関係者の方々向けの研修・講演会の開催
- ・地域で安心して成年後見制度が利用できるための仕組みやネットワークづくりなど、成年後見制度の普及と利用促進を図る
- ・地域における後見・権利擁護の新たな支援の担い手として、市民後見人の養成や活動の支援

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 25 明石市障害者就労・生活支援センター あくと

所在地：明石市東ノ町3-25 アスピア明石東館207  
電話：078-915-0621 FAX：078-915-0623  
運営：社会福祉法人 明桜会



明石市内にお住まいの障害のある方やご家族、企業や事業主から障害のある方の就労に関する相談を受けています。地域の関係機関と連携し、相談から職業準備、職場定着に至るまで、その方に必要な就業面・生活面の支援をコーディネート。障害のある方々の“はたらきたい”気持ちを支援員がサポートしています。

### ● 受付時間

(基本) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休業日) 土・日・祝日及び年末年始  
ご相談にかかる費用は無料です。  
不在にしている場合があります。来所の際は事前に連絡、ご予約をお願いします。

### ● ご相談の流れ

- (1) 電話相談・・・まずはお電話ください。
- (2) 来所面談・アセスメント・・・働くことについてのご相談をお受けします。
- (3) 就職活動支援・・・職業準備性の確認(評価・訓練の斡旋)、ハローワークの活用、面接練習、履歴書準備等就職に向けての支援をします。
- (4) 就職
- (5) 定着支援・就労生活支援・・・個別面談や会社訪問、生活面の困りごとへのサポートなど、働き続けるために必要な支援をします。

### ● 障害のある方へのサポート

- ・就職支援・・・就職前の準備として必要な支援をします。
- ・定着支援・・・働き続けるための支援をします。
- ・生活支援・・・職業生活を継続するために、必要な生活場面の支援をします。
- ・余暇支援他・・・定期的に「あくとのつどい」・「あくとサロン」を開催。あくと登録者を対象に余暇的な関わりや語らいの場を提供し働き続けるための生活面充実のお手伝いをしています。

### ● 事業主の方へのサポート

- ・雇用前相談・・・相談の内容に応じて関係機関と連携し対応します。
- ・採用時相談・・・環境設定や作業指導、ご本人の特性・能力・支援方法なども助言します。
- ・雇用後相談・・・定期的な職場訪問や電話でのご相談、必要な場合はご家族との連絡調整を行い、安定した雇用をサポートします。

### ● 関係機関との連携

明石市、ハローワーク、社会福祉協議会、明石市地域自立支援協議会しごと部会、職業センター、地域の就労移行支援事業所、特別支援学校  
その他、随時、地域の関係機関と連携し障害者就労に関する支援を行っています。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 26 職業能力開発施設（総合リハ能力開発課）

所在地：神戸市西区曙町1070

電話：078-927-2727(代表) FAX：078-925-9223

運営：社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター



障害者の雇用・就業対策をより効果的に推進するために、「兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク」構成各機関との具体的な連携を図りながら、障害のある人の就業へのチャンスを拡大するとともに、厳しい環境にある障害者の雇用・就業、自立の促進を目的として、全県を対象に様々な事業を展開しています。

### 事業内容



#### ● 職業評価・訓練

ワークサンプル(作業標本)等を使用して、就業に向けて必要とされる作業能力や労働生活習慣の評価をし、現在のご本人の状態を明らかにしていきます。その結果から、利用者個々の職業能力向上のために、課題に応じた適切な進路や訓練目標の設定に繋がっています。反復的な模擬訓練から実践的な訓練まで、事務業務・生產業務・サービス業務等、幅広い分野で実施しています。

また、パソコンに関する基本的な操作や、事務系作業の技能修得へ向けた評価・訓練も実施しています。

#### ● 在校生職能評価

支援学校等の在校生を対象とし、就労に関し、現状での適性能力や課題を把握することにより、適切な進路や訓練目標の設定につながっていきます。

#### ● 就労移行支援事業（B型アセスメントのみ）

障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」のうち、就労経験のない方に対し、就労継続支援B型への進路を判定するアセスメントに特化したサービスを提供しています。兵庫県にお住まいの方ならどなたでも評価を受けることができます。こちらのサービスを利用するには、お住まいの自治体の障害福祉関係窓口への申請が必要です。

#### ● ひょうごジョブコーチ推進事業

職場に適応できるよう県独自のジョブコーチが現場に出向いて直接支援を行っています。また、家族や事業所に対しても必要な助言を行い、職場定着を図っています。

#### ● 障害者体験ワーク事業（通称：障害者しごと体験）

登録いただいた協力企業において、障害を持った方々が1日～1週間程度、簡易な就労体験や職場見学を行います。

#### ● 障害者重点分野就労促進事業・ビルメンテナンス技術習得訓練事業

清掃や介護の分野で就職を希望する障害を持った方々に対して公募により、その分野のプロを講師に招いて、講座を開講し、就労に必要な技術を学びます。更に、インターンシップで実践力を身につけ、一般就労をめざしています。

#### ● 兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク会議事業

障害者雇用の推進に向けて事業主、労働組合まで含めた多様な機関・団体が全県的に連携を進めていく兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク会議の事務局を担っています。

※ 職能評価、ひょうごジョブコーチ推進事業、障害者体験ワーク事業（通称：障害者しごと体験）、オーダー型訓練）のパンフレットは、施設のホームページでご覧になれます。

## 利用について



- (1) 定員を設けず、随時利用制なので、年間を通していつからでも利用できます。
- (2) 障害の種別や手帳の所持要件はありませんので、どなたでも利用できます。（注1）
- (3) 兵庫県独自の施設なので、施設や学校に在籍している方も、籍を置きながら利用できます。
- (4) 費用は無料です。（通所の交通費等は自己負担となります。）

注1 評価申込にあたっては、公共職業安定所や相談・就労支援機関等の事業所からの依頼が必要になります。

### ● 基本的な流れ（職能評価ご利用の場合）

項目	内容
① 相談	まずは、お電話ください。（月～金 8時45分～17時30分）
② 見学	施設見学をお勧めします。そのうえで利用するかどうかを判断。
③ 利用面接	ご要望や課題を確認するため、利用の可否を決めるものではありません。
④ 利用開始	定員はなく随時利用開始です。
⑤ 職能評価	1～4週間の期間で働くために必要な力がどの程度備わっているのか、得意なこと、苦手なこと、力を発揮できる環境等を総合的に評価して、適職選定も含めた助言等を行います。
⑥ 報告会	職能評価結果に基づき、ご本人、ご家族、関係機関で今後の進路等について話し合いを行います。
⑦ 開発訓練	当施設での開発訓練が必要な方には支援計画に基づき、施設内と職場実習を組み合わせた開発訓練を実施します。
⑧ 就労支援と職場定着支援	ジョブコーチ手法を活用した就労支援や職場定着支援に努めます。

※ 太線内が基本サービス、太線外は必要に応じて提供するサービス

### ● スケジュール

時間	内容
8時50分	更衣後、始業前体操・朝礼
9時00分	作業開始
12時00分	昼休み 昼食は各自で用意してください。併設する食堂等の利用もできます。定食は600円（R5.8現在）です。
13時00分	作業開始
16時00分	作業終了 作業場の清掃後、更衣を済ませ帰宅します。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 27 兵庫障害者職業センター

所在地：神戸市灘区大内通5-2-2

電話：078-881-6776 FAX：078-881-6596

運営：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構



障害者職業カウンセラー等を配置して、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

### 職業相談・職業評価



就職の希望等を把握した上で職業適性を評価し、必要な相談・助言を行い、これらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。

また、円滑な就職活動や適切な職業選択が行えるよう、職場で安定して働き続けることができるようになるための相談や助言等を行います。

関係機関の方には、職業相談・職業評価を円滑に進めるため、「職業評価 情報提供シート」への記入についてお願いしており、記載事項をご確認いただき、可能な範囲でご記入の上、職業評価をお申込みされたハローワークへの提出、もしくは、初回相談時のご持参をお願いしています。

### 職業準備支援



センターへの通所を通して、就職（復職）後のスムーズな職場適應に向け、職業上の課題への対処方法や社会生活技能の習得をサポートし、その後の職場定着につなげています。

#### ● 作業支援

事務作業や現業系作業、軽作業を通じ、作業上の得意・不得意を知り、作業を円滑に行うための工夫や働く上で必要な配慮事項を検討しています。また、作業を通じ、就活・職場適應スキル講習で学んだスキルの実践を行っています。

#### ● 就活・職場適應スキル講習

履歴書作成や面接練習等の就職活動に必要なスキルの習得を目指した講習や、職場対人技能トレーニング（JST）やストレス対処法などの職場適應スキルの獲得を図るための講習を開催しています。

### ジョブコーチ（職場適應援助者）による支援事業



就職又は職場適應に課題のある知的障害者、精神障害者などの雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。

就職前（実習期間）、就職と同時に、または就職後に問題が生じた時、当センターから事業所にジョブコーチを派遣して、障害者の方が職場に適應できるように、障害者の方、事業主の方、双方に支援を行っています。

## リワーク支援



うつ病などの精神疾患で休職している方に対し、一定期間センターに通所していただき、復職に向けたプログラムを受講していただきながら、職場復帰に向けてウォーミングアップの取り組みを進めていただくための支援です。

リワーク支援では、休職されているご本人と、その方の職場復帰に向けて取り組みを行っている事業主の方々に対して、ご本人の主治医と連携して、円滑な職場復帰に向けての支援を行っています。休職されているご本人、事業所、主治医の同意を得たうえで、支援を開始します。

※ 支援の対象となるのは、雇用保険適用事業所にお勤めの方となります。

※ 現在、休職中で在籍事業所への復職を希望しており、回復期にあり病状がある程度安定している方が対象となります。

## 事業主支援



下記のようなお悩み等に対して、事業主の皆様の雇用管理に関するニーズ・課題に応じた相談・支援を行っています。

- ・ 障害者を雇用しようと思っているが、どのように進めればよいかわからない。
- ・ どのような仕事を用意したらよいか、どのように教えたらよいか相談したい。
- ・ 経営層や現場の理解を得るためにはどのようにすればよいか知りたい。
- ・ 障害を受け、休職中（リハビリ中）の従業員の復職にあたってどのような配慮をすればよいか。
- ・ 現在雇用中の障害者の雇用管理に困っている。
- ・ 障害者雇用において、支援機関の活用を考えたい。

### ● 事業主支援ご利用の流れ

#### (1) 相談

相談お困りごとや質問などを、お電話やメールなどでお伝えします。  
相談は無料ですが予約制です。来所による相談や会社訪問が可能です。

#### (2) 支援プラン



相談内容に応じて、支援プラン（支援計画）を作成します。

#### (3) 支援スタート



例：雇用管理の相談、従業員向け研修、職務設計、等

## 利用について



利用はすべて無料です。ご相談は予約制となっていますので事前にご連絡をお願いします。各事業は随時実施していますので、ご利用やお問い合わせは、センターにご相談ください。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 28 兵庫県立障害者高等技術専門学院

所在地：神戸市西区曙町1070

電話：078-927-3230 FAX：078-928-5512



### 学院の概要



職業能力開発促進法に基づき、障害のある人を対象に職業に必要な技術・技能を習得していただくための公共職業能力開発施設です。

施設内では4つの科が運営され、施設外では阪神友愛食品株式会社に食品流通科（能力開発センター）の運営を委託するほか、各種の専門学校や社会福祉法人、NPO法人、企業等を委託先とした各種の委託訓練も実施しています。

施設内訓練	施設外（委託）訓練
(知的) ・総合実務科 (身体等) ・ビジネス事務科 ・ものづくり科※ ・情報サービス科※ ※令和5年度から募集停止	(知的) ・阪神友愛食品株式会社 食品流通科 (能力開発センター) (各種の委託訓練) ・e-ラーニングコース ・知識・技能習得コース ・実践能力習得訓練コース

### 知的障害者訓練（総合実務科 期間1年 定員15名）



総合実務科では、ソーシャルスキル・トレーニング（SST）、ビジネスマナー等訓練により社会適応力を身に付け、フルタイムの就労に耐えられるための基礎体力作りや、国語・算数等の基礎教養に加え、Word・Excel、介護、接客、販売、清掃、加工等の様々な実習を経験し、就労に必要な知識・技能の習得と資格の取得を目指します。

● 取得目標検定	● 就職先
・サービス接客実務検定3級 ・日商PC検定文書作成基礎級 ・日商PC検定データ活用基礎級	・事務補助職 ・介護関連職 ・販売・接客関連職 ・製造・流通関連職 ・清掃・環境整備関連職

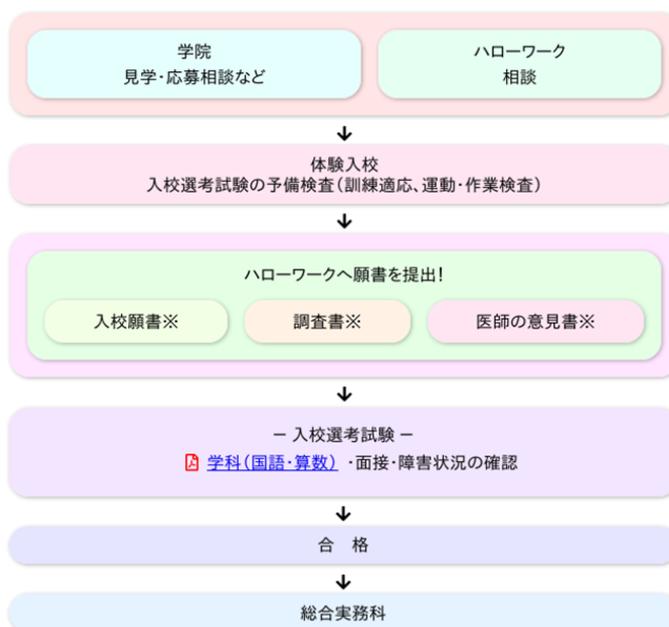
#### ● 応募条件

一般の能力開発施設において訓練を受講することが困難な知的障害があり、次のすべての条件を満たしている必要があります。

- ・当科の技能習得が可能で意欲があり、職業的自立が見込まれる。
- ・障害（症状）が固定していて訓練受講及び日常生活に支障がなく集団生活に適應できる。
- ・公共交通機関を利用し、自宅等から通校できる（状況により自転車等での通校を許可する場合がある）
- ・体験入校(予備検査)を終了している。
- ・訓練受講に際し、保護者等の理解と協力が得られる。
- ・公共職業安定所で求職登録をしている。

※ 応募書類（入校願書、調査書、医師の意見書）については、原則として居住地を管轄するハローワークで相談の上、受け取ってください。

### ● 応募の流れ



### ● 主な教育課程

- ① 訓練期間は4月上旬から3月中旬までの1年間。  
訓練時間は午前8時50分から午後4時10分まで。  
土・日曜日・祝日のほか夏休みと冬休みがあります。
- ② ハローワークを通じて就職の斡旋が受けられます。

## 身体障害者訓練（期間1年 定員10名）



※ ものづくり科、情報サービス科については、令和5年度から募集を停止しています。

### 《ビジネス事務科》

税務・経理関連を含めた簿記会計の知識、Word・Excelなどのビジネスアプリケーションの活用とIT関連の知識、職場で求められるビジネスマナーなどの習得を目指します。

● 取得目標検定	● 就職先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定3級</li> <li>・ 日商原価計算初級</li> <li>・ 日商PC検定文書作成3級</li> <li>・ 日商PC検定データ活用3級</li> <li>・ 秘書検定3級・2級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務補助職</li> <li>・ 介護関連職</li> <li>・ 販売・接客関連職</li> <li>・ 製造・流通関連職</li> <li>・ 清掃・環境整備関連職</li> </ul>

### 《ものづくり科》 ※ 令和5年度から募集を停止しています。

ものづくりに必要な機械製図や機械加工の知識を学び、2次元・3次元CADや3Dプリンタの実習により試作品を製作できる技術の習得を目指します。

● 取得目標検定	● 就職先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CAD利用技術者試験2級</li> <li>・ 日商PC検定データ活用3級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計業</li> <li>・ 製造業</li> <li>・ 建設業</li> <li>・ 病院・医療</li> </ul>

《情報サービス科》 ※ 令和5年度から募集を停止しています。

情報サービス科では、パソコンの仕組みやネットワークの構築・運用技術、WordやExcelによる事務処理、IllustratorやPhotoshopによる画像処理の他、ホームページ作成に必要な技術と知識の取得を目指します。

● 取得目標検定	● 就職先
<ul style="list-style-type: none"><li>・ITパスポート試験（国家試験）</li><li>・日商PC検定文書作成3級</li><li>・日商PC検定データ活用3級</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・製造業</li><li>・物流業</li><li>・病院・医療</li><li>・地方公共団体</li></ul>

#### ● 応募条件

一般の能力開発施設において訓練を受講することが困難な身体等の障害があり、次のすべての条件を満たしている必要があります。

- ・就業の意志を有し、当該科の技能習得が可能で意欲があり、職業的自立が見込まれる。
- ・障害（症状）が固定していて、職業訓練受講により、再発や悪化のおそれがなく、集団生活に適応できる。
- ・公共交通機関を利用し、自宅等※から通校できる（状況により自動車・自転車での通校を許可する場合があるが、二輪車（原付・自動二輪）は認めていない）公共職業安定所で求職登録をしている。

※ 令和5年度から学院寮は廃止となります。

※ 精神、発達、知的障害のある方も応募可能です。詳しくはお問い合わせください。

※ 応募書類（入校願書、調査書、医師の意見書）については、原則として居住地を管轄するハローワークで相談の上、受け取ってください。

#### ● 応募の流れ

知的障害者訓練（総合実務科）と同様です。ただし、体験入稿は必要ありません。

#### ● 主な教育課程

- ① 訓練期間は4月上旬から3月中旬までの1年間。訓練時間は午前8時50分から午後4時10分まで。土・日曜日・祝日のほか夏休みと冬休みがあります。
- ② ハローワークを通じて就職の斡旋が受けられます。

#### ● 費用

授業料は無料ですが、諸経費（教科書・検定試験受験料等）は自己負担になります。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 29 ハローワーク明石（明石公共職業安定所） 専門援助部門

所在地：明石市大明石町2-3-37

電話：078-912-2313（直通） FAX：078-912-2297

運営：兵庫労働局



ハローワーク（公共職業安定所）は、仕事をお探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスが無償で提供する総合的雇用サービス機関です。

専門援助部門では、就職を希望する障害のある方について、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、きめ細かい体制を整えています。

### 障害のある方の相談



#### 【対象者】

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）をお持ちの方や特定の疾病や難病等で、医師より特別な支援が必要と診断を受けておられる方など。

ご利用の際は、障害者手帳をご持参ください。なお、主治医の意見書（ハローワーク様式）をお願いする場合があります。

#### ◆ 次のような相談に応じています。

##### ◎ 仕事をしたいが、不安がある。

- ・仕事の探し方や履歴書の書き方など、仕事に関する悩み事の相談に応じています。
- ・障害者を対象とした求人の情報を提供しています。

##### ◎ どのような仕事に向いているかわからない。

- ・障害者の状況やこれまでの経験などをお聞きして相談を進めています。
- ・職業能力や仕事の適性を把握するため、必要に応じて専門機関による職業評価を受けることができます。
- ・就職のために新たな技能を身につけたい方には、職業訓練制度があります。

##### ◎ 精神・発達障害をお持ちの方への支援

### 事業所に対して



#### ● 実施内容

障害者求人の受理、求人開拓等を行っています。

また、各種支援策（トライアル雇用、各種助成金、ジョブコーチ支援等）を活用し、地域の支援機関と連携した就職支援、職場定着支援を行っています。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 《 4 》 年代を問わず利用できる支援



### (1) 相談機関

30	明石市立発達支援センター	66
31	あかし保健所 相談支援課	67
	❖ こころのケア相談	
	❖ ひきこもり相談	
32	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター ほっと	69
33	地域総合支援センター	70
34	ひょうご発達障害者支援センター クローバー	71

### (2) その他

35	あかしユニバーサル歯科診療所	73
----	----------------	----





## 30 明石市立発達支援センター

所在地：明石市相生町2丁目5-15 市役所北庁舎2階

電話：078-918-5841 FAX：078-918-5843



### 個別相談（当事者・保護者の方向け）



担当相談員が来所による個別相談に対応します。予約制になりますので、当センターまでご連絡ください。東二見にあるふれあいプラザあかし西での出張相談を行っていますので担当者と相談してください。また、必要に応じて訪問相談も行います。

※ 当センターでは、療育や発達障害の診断や発達検査等はありません。

- **主な相談内容**

日常生活（生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのことなど）に関わる様々な相談支援。また、関係機関等の紹介や情報提供。

- **対象**

明石市にお住まいの発達障害のある方とそのご家族、発達障害の方を支援している関係機関の方。 ※ 診断の有無は問いません。

- **日時**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時  
相談時間は1回あたり、1時間をめどにしています。

- **料金**

無料

### その他の事業



- ① 学校・園・関係機関への訪問相談（支援者の方向け）

発達に困り感を抱える方への対応に関して、教師や支援者等からの依頼に応じて、相談をお受けします。必要に応じて訪問相談も行います。ご希望の場合はご連絡ください。

- ② 支援冊子の発行

「サポートノートかけはし」、「サポートノートかけはし - スタート版 -」、「療育・就労支援ガイドブック（当冊子）」を発行しています。冊子はホームページからダウンロードができます。

- ③ 啓発活動と研修

発達障害に関する理解や支援の方法を広めるために、研修・講座を行っています。

明石市在住または在勤の方に、発達障害に関する図書の閲覧や貸し出しを行っています。

- ④ 関係機関と連携

市内の相談機関、療育機関、就労機関、医療機関等と連携しながら支援を検討します。診断・診療機能を有する兵庫県立こども発達支援センターの受診に関して、市の代表窓口として連携を図り、発達障害のある子どもの支援の充実を目指しています。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 31 あかし保健所 相談支援課

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

電話：078-918-5669 FAX：078-918-5440



### こころのケア相談



#### ● 実施内容

悩みをひとりで抱え込んでしまうと、前向きに考えられなくなったり、解決の方法が思い浮かばず気持ちが沈み、ひどくなると、「うつ」状態になることがあります。

そういったこころの悩みでお困りの方及びその家族の方を対象に、専門職による面接相談も実施しています。(要予約)

ご希望の方は、「こころの相談ダイヤル」にご連絡ください。

受付時間：月曜日から金曜日（土日・祝日除く）8時55分～17時40分

電話番号：078-918-5401

### ひきこもり相談



2022年4月より、「明石市ひきこもり相談センター」が、あかし保健所相談支援課内に設置されています。

明石市ひきこもり相談センターでは、ひきこもり状態の本人・家族からの相談に応じるとともに、当事者会・家族教室の実施、当事者の居場所づくり、出前講座、支援関係機関ネットワーク構築、啓発等を行っています。

#### ● 対象

明石市にお住まいのひきこもり状態にあるご本人とご家族

#### ● 受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）午前8時55分から午後5時40分まで

ひきこもり専門相談ダイヤル 078-918-5659

※ メール相談（ひきこもり専門Web相談）も可能です。

#### ● 相談対応職員

精神保健福祉士、保健師など

#### ● 相談内容（下記のような相談をお受けしています。）

<ご本人>

「なんとかしなければと思うが、どうしたらよいかわからない。」

「人に会うのは怖いけど相談してみたい。」

「家族との関係がしんどい。」

「働きたいが、年齢や体調、経験不足がネックで自信がない。」

<ご家族>

「本人が仕事や学校を辞めてから、あまり家から出なくなってしまって心配。」

「きょうだいの実家の親と暮らしているが、ひきこもり状態のようだ。」

「ひきこもり状態が長く続いており最近では会話もない、何をしているかわからない。」

「本人から暴言や暴力があり困っている、つらい。」

「とにかく将来が不安だ。」

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 32 明石市基幹相談支援センター 兼障害者虐待防止センターほっと

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号  
明石市立総合福祉センター1階「総合相談窓口」  
電話：078-924-9155 FAX：078-924-9134  
障害者の虐待に関する通報：078-924-9156（24時間受付）  
運営：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会



### ● 業務内容

#### （1）基幹相談支援センター

- ① 障がい者やその家族からの総合的な相談及び対応
- ② 地域の相談支援事業者間の調整及び支援
- ③ 障がい者の権利擁護

#### （2）障害者虐待防止センター

- ① 養護者等による障がい者虐待に関する通報及び届出の受理
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発

### ● 日時

月曜～金曜日：午前8時55分～午後5時40分（土日祝及び年末年始は休みです。）  
ただし、障がい者への虐待に関する通報は24時間受付（078-924-9156）

### ● 虐待の種類

#### ・養護者による障害者虐待

身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等からの虐待。同居していなくても、現に身辺の世話をしている知人等からの虐待も含まれます。

#### ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者からの虐待。

#### ・使用者による障害者虐待

「障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者」からの虐待。

### ● 虐待の具体例

- ・身体的虐待／暴力・不当な身体拘束、過剰な投薬
- ・性的虐待／わいせつな行為をする・させる・見せる
- ・心理的虐待／暴言・無視・侮辱的態度によって精神的苦痛を与える
- ・ネグレクト（放棄・放任）／減食、放置、介護、世話の放棄、病院に行かせない、擁護しない
- ・経済的虐待／年金や賃金の搾取、勝手な運用、不当な制限、不利な取引

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





### 33 地域総合支援センター

問い合わせ先：明石市福祉局地域共生社会室地域総合支援担当  
 所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所 本庁舎1階）  
 電話：078-918-5289 FAX：078-918-5049  
 運営：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会



#### ● 事業概要

誰もが安心して暮らせるやさしい社会の実現に向けて、高齢者や障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う市内6か所の「地域総合支援センター」を設置しています。

センターでは、保健師や社会福祉士等の専門職が複合的な課題をたらい回しにせず、早期発見・早期対応、個々のニーズに寄り添う支援など、地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。

#### ● 実施内容

- 生活のしづらさを抱える人やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。
- 高齢者の通いの場づくりなどの介護予防の取組を応援します。
- 要支援の認定を受けた人等に対する介護予防サービスの調整を行います。
- 高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進等の権利擁護を図ります。
- 地域住民同士の支え合い体制の構築を図ります。

担当地区	名称	所在地・TEL
朝霧・大蔵中学校区	あさぎり・おおくら 総合支援センター	松が丘5丁目7-22 あさぎり福祉センター内 TEL 915-0091 FAX 915-0092
錦城・衣川中学校区	きんじょう・きぬがわ 総合支援センター	相生町2丁目5-15 市役所北庁舎（旧保健センター）1階 TEL 915-2631 FAX 915-2632
望海・野々池中学校区	にしあかし 総合支援センター	貴崎1丁目5-13 総合福祉センター1階 TEL 924-9113 FAX 925-2799
大久保・大久保北・ 江井島・高丘中学校区	おおくぼ 総合支援センター	大久保町八木743-33 夜間休日応急診療所2階 TEL 934-8986 FAX 934-8987
魚住東・魚住中学校区	うおずみ 総合支援センター	魚住町西岡500-1 魚住市民センター2階 TEL 948-5081 FAX 948-5082
二見中学校区	ふたみ 総合支援センター	二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西1階 TEL 945-3170 FAX 945-3171

開所時間：月曜日～金曜日 午前8時55分～午後5時40分（祝日・年末年始を除く）  
 夜間・休日の緊急相談専用電話：078-924-4567



## 34 ひょうご発達障害者支援センター クローバー

所在地：高砂市北浜町北脇519

電話：079-254-3601(直通) FAX：079-254-3403

運営：社会福祉法人 あかりの家



市町発達障害相談窓口でのご相談が難しい場合に、ひょうご発達障害者支援センターで相談を行っています。

### ● 相談方法

外来・電話・Eメール・FAX・訪問等の相談に応じます。

(予約制：電話相談30分、外来相談60分)。

### ● 対象者

自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)などの発達障害をもつご本人、ご家族、関係施設・関係機関のスタッフなど。

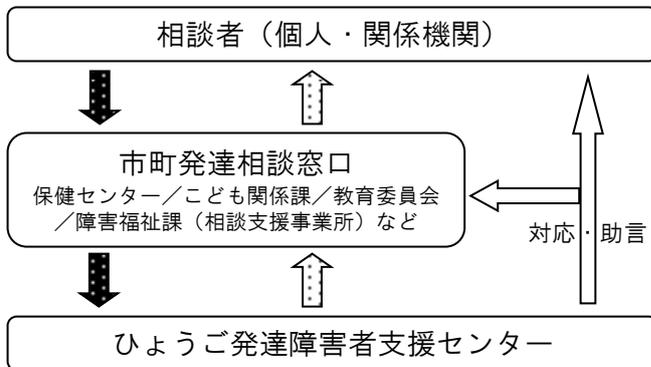
対象となる方の年齢は問いません。

### ● 手続き

一次的な相談支援は市町で担いますので、初回の相談は基本的に市町発達障害相談窓口でのご相談ください。詳細は下図をご参照ください。

### ● 費用

無料



- ① 相談者より市町発達障害相談窓口において相談を受け付けます
- ② 市町発達障害相談窓口でひょうご発達障害者支援センターでの相談を希望される場合、市町発達障害相談窓口がひょうご発達障害者支援センターまで相談票を送付し調整の上、相談、支援を行います。
- ③ 福祉サービスのコーディネーター等の相談は原則市町発達障害相談窓口で実施し、ひょうご発達障害者支援センターはより専門的な対応助言を行います。

(発達障害相談窓口)

	0歳から 就学まで	就学から 15歳まで (義務教育終了迄)	16歳から 18歳まで (義務教育終了後)	19歳以上
● 明石市立発達支援センター 078-918-5841 (66ページ)	★	★	★	★
● こども健康センター(こども健康課) 078-918-5656 (8ページ)	★	—	—	—

	0歳から 就学まで	就学から 15歳まで (義務教育終了迄)	16歳から 18歳まで (義務教育終了後)	19歳以上
● 明石市立明石養護学校 (市内学校園在籍の児童生徒に限る) 078-918-5935 (29ページ)	★	★	—	—
● 明石こどもセンター 078-918-5097 (9ページ)	★	★	★	—
● 明石市基幹相談支援センター 078-924-9155 (69ページ)	—	★	★	★
● 明石市障害者就労・ 生活支援センター あくと 078-915-0621 (56ページ)	—	—	★	★

## 相談支援



### ● 実施内容

発達障害児（者）等を理解するための相談支援を行います。

- ① 日常生活（生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのこと等）のさまざまな相談に応じます。
- ② 福祉制度の利用のしかたや関係施設・関係機関の紹介をします。

## 発達支援



### ● 実施内容

- ① 家庭や保育所、学校等の所属機関における療育の方針や、具体的な援助の方法等を一緒に考えていきます。
- ② 保育所、学校等の所属機関を訪問し、支援の手立てを考える会議を行います。

## 就労支援



### ● 実施内容

就労支援機関との連携を図りながら、以下のことを行います。

- ① 面談で本人の意思を確認し、方向性を検討します。
- ② 就労可能な方は、就労支援機関との連携を図りながら職場適応に向けた助言を行います。
- ③ 職場への適応が難しい方に対し、雇用事業所等からの相談にも応じます。

## 普及啓発・研修



### ● 実施内容

- ① 「発達障害」について、障害の正しい理解や支援についての研修会を行います。
- ② ホームページによる情報を提供していきます。

## アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





## 35 あかしユニバーサル歯科診療所

所在地：明石市鷹匠町1番33号 明石市立市民病院敷地内  
電話：078-918-5664 FAX：078-918-5665  
運営：一般社団法人 明石市歯科医師会



- **実施内容**

一般の歯科開業医では治療困難な心身障害者（児）、有病高齢者などの歯科治療及び保健指導を行います。

- **対象者**

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人  
または、嘔吐反射・歯科恐怖症・有病高齢者等の事由により、一般の歯科医での治療が困難な人

- **診療日等**

- ① 診療日（予約制）

月～金曜日 午前9時30分～12時30分 午後1時30分～5時  
土曜日 午前9時30分～12時30分

- ② 障害者（児）電話相談

毎週月曜日・火曜日・金曜日 午前10時～12時30分、午後1時30分～4時30分

- **必要なもの**

健康保険証、公費負担医療証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、お薬手帳

※ かかりつけ歯科医がおられる場合は、かかりつけ歯科医の紹介状をご持参ください。

### アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





2023年11月発行



## 明石市立発達支援センター



〒673-0882

明石市相生町2丁目5-15 市役所北庁舎2階

電話 078-918-5841

FAX 078-918-5843

※「療育・就労支援ガイドブック」は明石市立発達支援センターのホームページからダウンロードができます。

明石市立発達支援センター

検索

QRコード

